
我孫子市文化交流拠点施設整備調査研究業務
報告書

我孫子市

目 次

1 . 調査研究の背景と目的	1
2 . 新たな文化交流拠点施設の検討経過	2
3 . 上位計画等における位置づけ	6
4 . 市民ニーズ	9
5 . 新たな文化交流拠点施設整備の基本方針	14
6 . 導入機能	19
7 . 建設候補地の検討	22
8 . 整備・運営の考え方	29
9 . 施設の規模及び概算整備費	31
資料	36

1 . 調査研究の背景と目的

(1)背景

都心から30キロ圏内にある本市は、東京のベッドタウンとして発展してきました。近年、少子高齢化の加速や生産年齢人口の減少が進んでいることから、若い世代の定住化や、手賀沼などの資源をいかした観光の振興などによる交流人口の拡大、地域コミュニティの活性化など、さまざまな取り組みを進めているところです。

平成19年3月に耐震性の問題から1,000席のホールを有する我孫子市民会館を閉鎖することとなり、市ではこれまでに新たな文化施設の整備に向けて2つの委員会と1つの研究会を立ち上げ、その中でさまざまな検討を行ってきました。

市民会館跡地利用検討委員会では、建設候補地として市内3つのエリアを選定し、文化施設検討委員会では、1,000人収容のホールや駐車場など施設の規模について検討したのを受け、文化施設建設研究会で、建設候補地の評価や建設費用の概算、PFI事業などの整備手法の検討を行いました。

平成23年3月には東日本大震災が発生しました。我孫子市も被災地となり、定住人口の減少が加速しました。発災により、改めて日常生活における心の豊かさや、人々の絆と地域社会でのつながり、地域の共通の記憶となる文化資源やまち独自の個性などが見直されています。

これまでの検討は、いずれも旧市民会館の機能を踏襲した施設の整備を前提に、文化・芸術分野に限定されたものでしたが、さまざまな交流やにぎわいを育み、地域の活性化をもたらす新たな文化交流拠点としての機能を持った施設の整備が必要となってきました。

(2)目的

市では、「文化芸術の振興」に加え、さまざまな「交流」や「にぎわい」を創出する、新たな文化交流拠点施設の整備について、調査研究を行うこととしました。

この調査研究では、施設整備の基本方針や導入機能、建設候補地の検討・評価を中心に、整備・運営方針や概算整備費などについて検討を行ったものです。

新たな施設の整備には、多額の財政負担が伴うため、市では今後、整備の是非を含めて、市民と連携・協力しながら検討を進めていくこととしています。

この調査研究報告書は、その際の基礎資料として利用することを目的に、市民ニーズに加え、文化芸術の振興、類似施設の建設、にぎわいづくりなどに携わっている専門家の意見などを踏まえて調査研究を行い、その結果をまとめたものです。

2 . 新たな文化交流拠点施設の検討経過

市では、我孫子市民会館の閉鎖決定後、平成 18 年 4 月に設置した「我孫子市民会館跡地利用検討委員会」や平成 19 年 2 月に設置した「我孫子市文化施設検討委員会」、平成 20 年 7 月に設置した「我孫子市文化施設建設研究会」において、新たな文化施設の整備について検討を行ってきました。

この間、平成 18 年 9 月に「市民会館早期建設に関する要請についての陳情」が提出され、同年 12 月定例会において採択されています。また、平成 21 年 9 月には我孫子市文化施設整備基金条例が制定され、我孫子市民会館の売却代金が同基金として積み立てられました。

その後、平成 23 年 8 月に、柏市と「柏市・我孫子市文化会館共同設置研究会」を設置しましたが、平成 24 年 1 月、柏市から現柏市民文化会館を耐震補強するなどして単独使用を継続する方針が示され、同年 4 月、柏市長と我孫子市長との協議により、それぞれ単独での設置を検討することが確認されました。

これを受け、市では平成 24 年 8 月に「我孫子市文化施設整備庁内検討委員会」を設置したのに加え、平成 25 年 11 月、専門的な視点から意見や提案を得るため「我孫子市文化交流拠点施設整備専門家会議」を設置し、整備の基本方針や導入機能、建設候補地など、新たな文化交流拠点施設の整備について調査研究を進めてきました。

新たな文化交流拠点施設の検討経過

年 月	内 容
平成 18 年 3 月	3 月定例会の施政方針で、市民会館の閉鎖を報告
4 月	我孫子市民会館跡地利用検討委員会(庁内)を設置 <検討内容> ・市民会館跡地の売却方針 ・新たな建設候補地 ・新たな検討組織ほか
9 月	「市民会館早期建設に関する要請について」の陳情(陳情第 59 号)が提出される。 9 月定例会において継続審査となる
12 月	定例会において、「市民会館早期建設に関する要請について」の陳情(陳情第 59 号)が採択される
平成 19 年 2 月	我孫子市文化施設検討委員会を設置 <検討内容> ・施設の役割 ・施設の機能 ・施設の規模など
3 月	我孫子市民会館を閉鎖
11 月	我孫子市民会館跡地利用検討委員会から報告書が提出される 我孫子市文化施設検討委員会から報告書が提出される
平成 20 年 7 月	我孫子市文化施設建設研究会<庁内>発足

平成 21 年 5 月	研究会から報告される <報告内容> ・敷地面積 10,000 m ² ~ 12,500 m ² (駐車場 200 台分程度を含む) ・建設費約 35 億 ~ 約 44 億 (建物のみ : 1,000 席で音響に配慮) ・PFI の活用、施設の広域利用、共同設置などの研究が提案される
7 月	我孫子市民会館用地売却《蚩水会 (名戸ヶ谷病院) 3 億 2 千万円》
9 月	文化施設整備基金条例を制定
11 月	柏市、流山市、我孫子市による「広域行政の検討」に共同設置を議題として提案
平成 22 年 5 月	柏市から、建物及び音響施設などの老朽化への対応について検討中であることが示される
平成 23 年 7 月	柏市・我孫子市まちづくり懇談会に文化会館の共同設置などに関する研究会の設置を提案
8 月	第 1 回柏市・我孫子市文化会館共同設置研究会を開催 <検討内容> ・設置理由 ・検討期間及び検討内容など
11 月	第 2 回柏市・我孫子市文化会館共同設置研究会を開催 <検討内容> ・文化施設の設置状況 ・文化施設整備の基本的な考え方など ・共同設置のメリット・デメリット ・施設の規模・機能など
平成 24 年 1 月	第 3 回柏市・我孫子市文化会館共同設置研究会を開催 <検討内容> ・柏市民文化会館の利用状況 ・共同設置した事例 ・PFI を活用した事例など
	柏市から現文化会館を耐震補強や音響施設などの更新をして、15 年程度使用していく方針が示される
4 月	柏市長と我孫子市長との協議により、それぞれ単独設置で検討することを確認
7 月	柏市・我孫子市まちづくり懇談会を開催 ・「文化会館の共同設置に関する研究会」で、これまでの検討状況をまとめた報告書を提出
8 月	我孫子市文化施設整備庁内検討委員会を設置
平成 24 年 8 月	第 1 回我孫子市文化施設整備庁内検討委員会を開催 <検討内容> ・検討の趣旨とスケジュール ・検討委員会の進め方

12月	<p>第2回我孫子市文化施設整備庁内検討委員会を開催</p> <p><検討内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設候補地の選定について ・建設候補地の抽出条件について
平成25年3月	<p>「我孫子市文化交流拠点施設整備調査研究支援」の業務委託の予算化(当初予算) 専門家で構成する会議の設置を予定(予算審査特別委員会での議員提案)</p>
6月	<p>予算審査特別委員会にて、新たな建設候補地として「現市役所用地」が提案される</p> <p>補正予算にて、専門家による会議の委員報償を提案・可決</p>
7月	<p>「我孫子市文化交流拠点施設整備調査研究」について、内閣府の補助事業「PFI手法を活用した案件」に応募</p>
8月	<p>内閣府の補助事業「PFI手法を活用した案件」が不採択</p>
9月	<p>○「我孫子市文化交流拠点施設整備調査研究支援業務」について、公募型プロポーザルにて事業者を選定</p> <p>第3回我孫子市文化施設整備庁内検討委員会を開催</p> <p><検討内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経過について ・専門家で構成する会議の設置等について
10月	<p>○「我孫子市文化交流拠点施設整備調査研究業務」委託契約締結</p>
11月	<p>○市内各種団体アンケート調査の実施</p> <p>○我孫子市文化交流拠点施設整備専門家会議を設置</p> <p>○第1回我孫子市文化交流拠点施設整備専門家会議を開催</p> <p><検討内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究業務の内容、専門家会議の役割・議題について ・マーケティング調査の中間報告について ・文化交流拠点施設の位置づけと必要な機能について
12月	<p>○第4回我孫子市文化施設整備庁内検討委員会を開催</p> <p><検討内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・我孫子市文化交流拠点施設整備調査研究業務の進捗状況について ・我孫子市文化交流拠点施設整備専門家会議について ・にぎわいと交流の創出について

平成 26 年 1 月	<p>○第 2 回我孫子市文化交流拠点施設整備専門家会議を開催</p> <p>< 検討内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マーケティング調査について ・先進事例調査について ・導入機能・規模について ・候補地の概要及び評価・選定基準について
2 月	○市内各種団体ヒアリング調査の実施
3 月	<p>○第 3 回我孫子市文化交流拠点施設整備専門家会議を開催</p> <p>< 検討内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地の評価（案）について ・新たな文化交流拠点施設のコンセプト・規模・機能（案）について <p>○第 4 回我孫子市文化交流拠点施設整備専門家会議を開催</p> <p>< 検討内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地の評価について ・新たな文化交流拠点施設整備の基本方針について ・導入機能について ・施設の規模及び概算整備費について ・整備手法・運営管理手法について
7 月	○専門家会議委員からの提案等について（報告）
8 月	<p>○第 5 回我孫子市文化施設整備庁内検討委員会を開催</p> <p>< 検討内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・我孫子市文化交流拠点施設整備調査研究業務報告書（案）について ・今後のスケジュールについて

3 . 上位計画等における位置づけ

新たな文化交流拠点施設は、文化芸術の振興だけでなく、さまざまな「交流」や「にぎわい」を創出するものです。また、施設の運営も市民との協働で行われることが望ましいと考えられます。

こうした視点は、我孫子市第三次総合計画や我孫子市文化芸術振興条例をはじめ、個別計画等においても、次の通り位置づけています。そのため、施設整備にあたっては、これらの計画との整合を図っていく必要があります。

(1)我孫子市第三次総合計画

(平成14年3月策定。平成24年3月見直し。計画期間：平成14～33年度)

基本構想

【将来都市像】

我孫子市第三次総合計画では、「将来都市像」として『手賀沼のほとり 心輝くまち』～人・鳥・文化のハーモニー～」を掲げています。

基本計画

【分野別計画】

文化芸術の振興

・第五部・第三章・第一節「文化芸術の振興」

「文化芸術活動への支援と環境整備」に取り組むこととし、「市民の自主的な文化芸術活動を促進するため、共催・後援事業の拡充を図ります。また、活動や発表の場を提供するため、既存施設の効率的利用を一層進めるとともに、さまざまな整備手法を検討しながら、大規模ホール機能を備えた新たな文化会館の整備に取り組みます。」と定めています。

「交流」や「にぎわい」の創出

・第二部・第一章・第二節「観光の創出」

「観光資源をいかした地域産業の活性化」に取り組むこととし、「商業や農業などの地域産業の活性化を図るため、豊かな自然や農地、文化・歴史など既存の観光資源に加え、新たな観光資源の掘り起こしを行い、それらを積極的に活用しながら、交流人口の拡大に努めます。」と定めています。

・第二部・第二章・第二節「地域と連携した農業の育成」

「農業とのふれあいや交流の促進」に取り組むこととし、「多くの方が、生産者と身近な場で交流し、農業に親しみ、農業を楽しみ、農業を育むことができるよう、市民農園などの農業体験の場の提供を進めます。また、農業拠点施設や農家開設型ふれあい農園、農業まつりなどの生産者との交流の場に関する情報を積極的に提供します。」と定めています。

市民との協働

・第四部・第一章・第一節「市民交流支援」

「市民交流の機会や情報提供の充実」に取り組むこととし、「市民相互の交流を活発にして、市民がまちづくり活動に参加していけるよう、市民団体やまちづくり協議会、自治会、事業

所、大学などのさまざまな組織や多世代が交流できる場や機会を充実するとともに、さまざまな活動や団体の情報を提供します。」と定めています。

【計画推進のために】

- ・第一章・第二節「協働のしくみづくり」
「協働のしくみによるまちづくりの推進」に取り組むこととし、「市民との協働のあり方を明確にし、さまざまなまちづくりの場面でより効果的な連携が行われるしくみを工夫して、市民と連携した協働のまちづくりを進めます」と定めています。

(2)我孫子市文化芸術振興条例(平成21年6月制定)

我孫子市文化芸術振興条例では、我孫子市の文化芸術の振興に関する基本理念を定め、市、市民及び団体の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本的な事項を定め、もって心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としています。

本条例に基づいて、平成22年2月に我孫子市文化芸術振興基本方針が策定されています。

【基本理念】

- ・市民及び団体（市内で活動する文化芸術団体、学校法人等教育機関、研究機関、企業、地域団体その他の法人又は団体をいう。）（以下「市民等」という。）が文化芸術の担い手であることを踏まえ、文化芸術活動を行う市民等の自主性及び創造性が尊重されなければならない。
- ・文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民等が等しく、文化芸術を鑑賞し、参加し、及び創造することができる環境の整備が図られなければならない。
- ・文化芸術振興には、市及び市民等が果たすべき役割を認識して取り組まれなければならない。
- ・豊かな自然、歴史及び風土に培われた文化芸術が、市民等の共通の財産として生まれ、将来にわたり引き継がれ、発展するよう配慮されなければならない。

(3)我孫子市生涯学習推進計画(第二次)

(平成21年5月策定。計画期間：平成21～27年度)

【基本理念】

- ・健やかで 個性豊かな 自分づくり
- ・高めあい 支えあう 思いやりの人づくり
- ・明るく 活力ある 心のまちづくり

【基本目標】

- 1 市民が「主役」、我孫子が「舞台」の生涯学習
- 2 家庭・学校・企業・NPO・市民団体等が連携して高める「地域教育力」
- 3 我孫子の自然・歴史・文化の継承と新しい文化の創造
- 4 いきいきとした生活を楽しむための「心と身体の健康づくり」

5 生涯学習による自分づくり、人づくり、まちづくり

【基本計画】

- ・基本計画 1 学習機会の充実と学習施設の整備・充実
主要施策「生涯学習施設の整備・充実」
- ・基本計画 5 我孫子の自然・環境・歴史・文化への取り組み
主要施策「文化・芸術活動や発表の場の確保」

(4)我孫子市観光振興計画(平成 25 年 3 月策定。計画期間：平成 25～30 年度)

【将来像】

計画では、観光振興により実現を目指す「将来像」として「ひとが集い、まちが輝く。豊かな自然に抱かれた、歴史と文化が息づくふるさと 我孫子」を掲げています。

【基本理念】

計画では、基本理念を「市民の理解と協力の下、手賀沼をはじめとする豊かな自然と我孫子ならではの歴史・文化資源を生かした観光振興により、まちににぎわいを創出すること」と定めています。

【基本方針】

計画では、基本理念を支える基本方針を「観光まちづくり」として 5 つ掲げています。

- ・手賀沼を中心とした自然と特徴ある歴史・文化資源を守り育て生かす観光まちづくり
(自然・歴史・文化の保全・活用)
- ・市民の市内における余暇活動促進と市外からの交流人口増加を目指す観光まちづくり
(市内外の交流人口増加)
- ・我孫子の農業、商業、工業の未来を切り開く観光まちづくり(産業活性化)
- ・情報受発信の充実を図り、人々のニーズに適切に対応した観光まちづくり
(対応の充実・ニーズへの対応)
- ・市民の郷土愛を育みながら、市民とともに推進する観光まちづくり(協働の推進)

4 . 市民ニーズ

文化芸術活動の推進や新たな文化交流拠点施設に対する市民のニーズについて、「各種団体に対するアンケート調査」(平成 25 年 11 月実施)や「ヒアリング調査」(平成 26 年 2 月実施)により確認したほか、新たな文化交流拠点施設は「さまざまな交流やにぎわいの創出」を整備目標としていることから、「我孫子市の観光に関するアンケート調査」(平成 24 年 8 月実施)により、観光・レジャーに関する市民や首都圏住民のニーズを確認しました。

(1) 各種団体に対するアンケート調査・ヒアリング調査の結果

市民団体の新たな文化交流拠点施設に対するニーズを把握することを目的に、52 の市民団体を対象にアンケートを実施し、旧市民会館の閉鎖による影響や新たな文化交流拠点施設に関する意見を聞いたところ、次のような結果となりました。

また、アンケート実施後、一部の市民団体にはヒアリングを実施しましたので、その結果についても以下に記載します。

アンケートの詳細については、「資料編」(12 ページ)参照。

【調査結果の概要】

1 . 旧市民会館 () の利用実績

旧市民会館の主要施設：大ホール(定員 1,000 人)、大会議室(定員 210 人)、会議室

旧市民会館の大ホールは音楽団体による利用が多かった。

- ・旧市民会館の大ホールを比較的多く(「年 3 回以上」)利用していた団体は 23 団体(回答団体の 50.0%)あり、活動分野別にみると、この 23 団体のうち 19 団体が音楽団体であった。
- ・大ホールの平均来館者数が「801 人以上」であったとする団体が 10 団体あったが、このうち 8 団体は音楽団体であった。

2 . 旧市民会館閉鎖の影響

旧市民会館の閉鎖後、代替施設として「けやきプラザ(ふれあいホール：定員 550 人)」を利用したとする団体が音楽団体を中心に多かったが、代替施設は狭く、来場者数も減少したとする回答が目立った。

- ・旧市民会館の閉鎖による影響は、「代替施設狭隘・来場者数減少」とする回答が音楽団体を中心に 14 団体と最も多かった。
- ・旧市民会館の閉鎖後の対応としては、代替施設として「けやきプラザ(ふれあいホール)」を利用したとする回答が音楽団体を中心に 13 団体と最も多かった。

ヒアリングでの意見

「市内の公民館や近隣センターは混んでいるところが多く、活動場所の確保が困難である」

3. 新たな文化交流拠点施設に求める機能

新たな文化交流拠点施設に求める機能としては、活動分野に関わらず利用する機能(「楽屋・控室」、「リハーサル室・練習室」)や文化交流拠点施設の主要機能であるホール(「音楽ホール」、「多目的ホール」)を挙げる団体が多かった。

・新たな文化交流拠点施設にあれば良いと思う機能を聞いたところ、「音楽ホール」(63.0%)が多く、「会議室」(50.0%)、「多目的ホール」(47.8%)が続いている。また、音楽ホールなどに付随する「楽屋・控室」(69.6%)や「リハーサル室・練習室」(65.2%)は、音楽ホールを希望する場合も多目的ホールを希望する場合も選ばれており多くなっている。

4. ホールの規模

新たな文化交流拠点施設に求められるホールの規模(定員)は、音楽団体を中心に「800人以上」とする回答が6割弱を占めた。

・新たな文化交流拠点施設に求められるホールの規模は、「800人以上1,000人未満」とする回答が2割強、「1,000人以上」が3割強となっている。
・「800人以上」と回答した21団体のうち15団体は、旧市民会館での来場者数が相対的に多かった音楽団体であった。

ヒアリングでの意見

「大ホールを備えた新たな文化交流拠点施設ができれば、より大規模なコンサートを実施できるなど、文化団体の活動の幅が広がる」

「ホールが複数ある大規模な施設ができれば各ホールのイベントへの来場者が相互に回遊できる(コンサートの観客が活け花展を見学するなど)」

「演劇では小規模なホールの方が声が通りやすい」

[大ホールを備えた新たな文化交流拠点施設の整備により可能となる文化団体の活動]

- ・市内の交響楽団と合唱団体の合同による第九コンサートの開催
- ・合唱祭において他の団体の合唱を聞くことができるようになる(自らのレベルアップや団体間の交流につながる)
- ・より多くの観客を集めたコンサートが可能となる(文化芸術に関わる市民のすそ野の拡大につながる)
- ・50号~100号サイズの絵画も展示する展覧会の開催

5. 新たな文化交流拠点施設で重視する条件

新たな文化交流拠点施設の整備にあたり重視する条件は、交通利便性とする回答が多かった。

・新たな文化交流拠点施設の整備で重視する条件は、「十分な駐車場を確保できる場所」と「公共交通の便の良い場所（駅やバス停から近い）」がそれぞれ 89.1%と最も高くなっている。

ヒアリングでの意見

「鳥の博物館や水の館、文化遺産の周辺に新たな文化交流拠点施設を整備することにより、この地域が文化地区になることが望ましい」

6. 市と連携・協働できそうな取り組み

新たな文化交流拠点施設の運営等において、市と連携・協働できそうな取り組みについては、協力できるとした団体は 11 団体で、内訳では「イベント開催時の参加」が 6 団体、「イベント開催の企画」が 5 団体、「運営協力」が 4 団体となった。

ヒアリングでの意見

「文化団体では病院や地域イベントでの出張コンサートを行っているほか、団員が文化芸術活動に取り組むこと自体が健康の維持・増進やコミュニティづくり等につながっている」

7. にぎわいを生み出すために必要なこと

新たな文化交流拠点施設がいつも人々でにぎわうようにするために必要なことは「高い交通利便性」が 11 団体と最も多く、以下「多目的の施設とする」、「飲食店の近隣に立地又は併設」(ともに 8 団体)「十分な駐車場」(7 団体)「商業施設の近隣に立地又は併設」(5 団体)などとなった。

ヒアリングでの意見

「にぎわいを生み出すためには駐車場を整備するほか、しゃれたレストランやカフェを設置すべきである」

「手賀沼周辺に、駐車場やカフェ、レストランのほか、更衣室やロッカーといったスポーツをするために必要な施設を整備すれば人を集めることができると思う」

(2)我孫子市の観光に関するアンケート調査の結果

「我孫子市観光振興計画」(平成25年3月策定)の基礎データとして、市内における観光・レジャーの状況や観光資源に対する評価等について、20歳以上の市民2,000人を対象にした「市民調査」と、1都4県(東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県)在住の1,000人を対象にした「首都圏住民調査」を実施したところ、次のような結果となりました。「市民調査」・「首都圏住民調査」の詳細については、「我孫子市観光振興計画」を参照。

【市民調査結果の概要】

1. 観光資源の訪問・体験回数

市内の観光資源の訪問・体験回数を見ると、「1回以上(1回+2~4回+5~9回+10回以上)」の比率は、「手賀沼周辺」が85.8%で最も高く、以下「鳥」(67.1%)、「白樺派の拠点」(46.2%)、「あびこ農産物直売所あびこん」(44.1%)、「旧柴崎村の旧跡」(33.1%)となった。

2. 観光資源の満足度

観光資源の満足度を見ると、「満足(大変満足+やや満足)」の比率は、「手賀沼周辺」が67.1%で最も高く、以下「鳥」(55.5%)、「白樺派の拠点」(41.8%)、「旧柴崎村の旧跡」(36.4%)、「市民農園・農業体験イベント」(32.8%)となった。

3. 観光資源の要改善点

観光資源の要改善点(改善した方がよいと思うこと、あった方がよいと思うもの)を見ると、「手賀沼周辺」では「トイレ」(31.7%)や「休憩施設・スペース」(24.6%)、「飲食施設・設備」(21.4%)の比率が高い。

4. 我孫子市でやってみたいレジャー

我孫子市で「ウォーキング、ジョギング、サイクリング」、「ボート、カヌー、ヨット等の水上アクティビティ」、「農業体験」をやってみたいかたずねたところ、「そう思う(大いにそう思う+ややそう思う)」の比率は、「ウォーキング、ジョギング、サイクリング」が78.3%で最も高く、次いで「ボート、カヌー、ヨット等の水上アクティビティ」が37.3%、「農業体験」が35.3%となった。

5. あびこ農産物直売所あびこんに追加してほしい施設・サービス

あびこんに追加してほしい施設やサービスについて自由記入方式でたずねたところ、「品揃えの充実」が66件で最も多く、以下「飲食施設の設置」(34件)、「休憩場所の設置」(12件)、「店舗面積の拡大」(10件)などとなった。

6. 手賀沼周辺の農地・農業を活かした観光に期待すること

手賀沼周辺の農地・農業を活かした観光に期待することは、「直売所等の直接購入の場・施設の整備・拡充」が49.1%、「農家レストラン（地元食材使用）の整備」が47.8%と、この2つが突出して高くなった。

【首都圏住民調査結果の概要】

1. 我孫子市のイメージ

我孫子市のイメージを見ると、「手賀沼のあるまち」(77.3%)と「地下鉄千代田線の駅のあるまち」(61.7%)が最も高く、以下「鳥のまち」(28.3%)、「都心の近くで豊かな自然に親しめるまち」(22.6%)、「ゴルフ場のあるまち」(21.1%)、「旧白樺派の文人が住んでいたまち」(13.9%)となった。

2. 我孫子市への訪問目的

我孫子市を訪問したことがあると答えた人(48.7%)の訪問目的を見ると、「観光・レジャー」が45.4%と最も高く、以下「ショッピング」(32.0%)、「食事」(26.3%)、「ビジネス」(20.3%)となっている。

3. 興味のある観光資源

興味のある観光資源を見ると、「手賀沼周辺」が57.2%と最も高く、以下「手賀沼花火大会」(46.7%)、「鳥」(20.7%)となっている。

4. 我孫子市でやってみたいレジャー

我孫子市で「ウォーキング、ジョギング、サイクリング」、「ボート、カヌー、ヨット等の水上アクティビティ」、「農業体験」をやってみたいかたずねたところ、「そう思う(大いにそう思う+ややそう思う)」の比率は、「ウォーキング、ジョギング、サイクリング」が48.7%で最も高く、次いで「ボート、カヌー、ヨット等の水上アクティビティ」が35.6%、「農業体験」が24.8%となった。

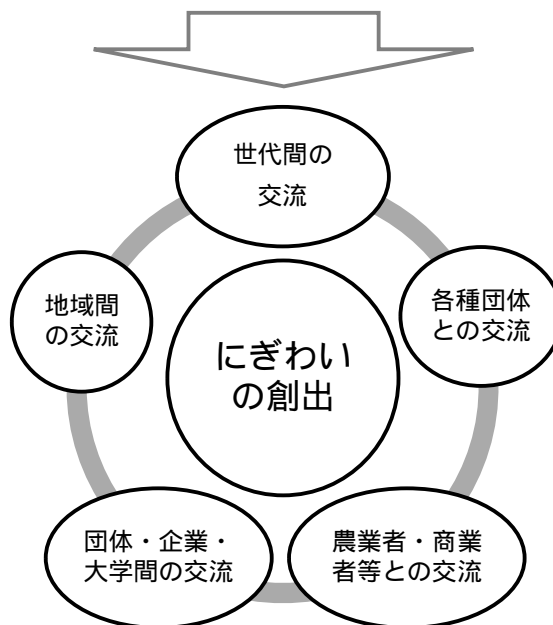
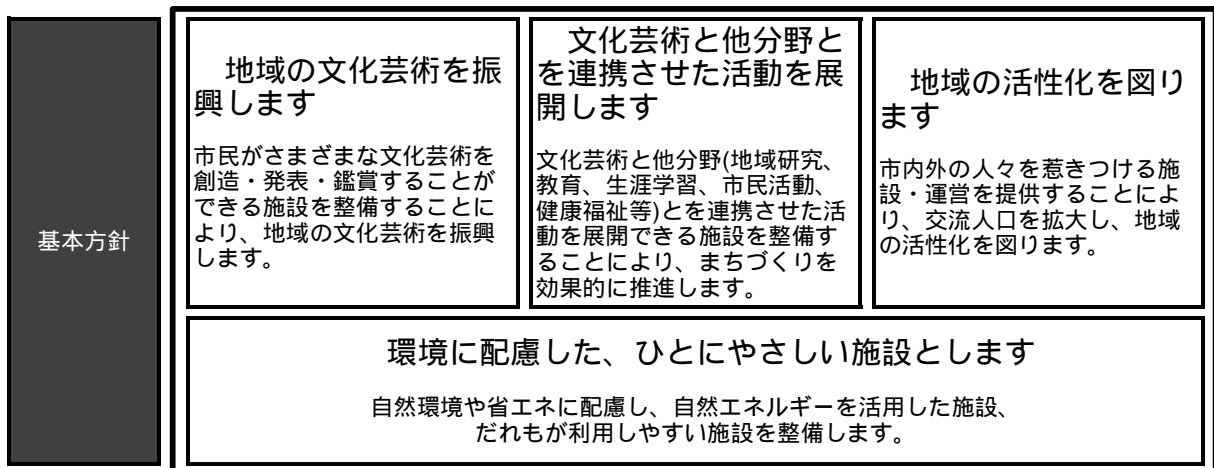
5 . 新たな文化交流拠点施設整備の基本方針

市の特性(現状や課題、実現性等)や上位計画、関連計画、市民ニーズを踏まえ、新たな文化交流拠点施設整備の基本方針を「地域の文化芸術を振興します」、「文化芸術と他分野とを連携させた活動を展開します」、「地域の活性化を図ります」とします。

また、近年、地球環境への負荷低減に向けた取り組みの必要性が叫ばれているのに加え、公共施設にはだれもが利用しやすいユニバーサルデザインの思想が求められていることから、「環境に配慮した、ひとにやさしい施設とします」も基本方針に加えます。

これら4つの基本方針の下、新たな文化交流拠点施設を整備し、文化を中心としたさまざまな交流やにぎわいの創出を目指すものとします。

新たな文化交流拠点施設整備の基本方針



基本方針 「地域の文化芸術を振興します」

市では、旧市民会館の閉鎖後、各種団体や学校の文化芸術活動が他市での実施を余儀なくされるなど、市民や児童・生徒の文化芸術活動に制約が出ています。

実際、市内の各種団体に対するアンケート調査やヒアリング調査で旧市民会館閉鎖の影響を聞いたところ、「代替施設が狭隘である」「来場者数が減少している」「代替施設の確保が困難である」などの声が多く寄せられました。

一方で、活動に際しては、「他の団体がどのような活動をしているのか知ることができない。」「なかなか世代交代できない。」「活動している市民の高齢化が進んでいる。」また、我孫子の文化芸術について、「地元の祭りや行事など市民参加を促すような文化芸術の風土を作っていけばよい。」「我孫子の文化を絶やさないう、若い人に入ってもらい、つないでもらわないといけない。」という声があり、世代間、団体間の交流を図って文化芸術活動を創出しやすい仕組みづくりが求められています。

市では、総合計画において文化芸術の振興について「市民の自主的な文化芸術活動を促進するため（中略）大規模ホール機能を備えた新たな文化会館の整備に取り組みます。」「新たに文化芸術に親しむ市民が増えるようイベントや活動団体の情報を広く発信するとともに、触れる機会や参加する機会の充実を図ります。また、さまざまな分野で我孫子の自然や風土を活かした新たな文化芸術活動が生まれるよう、個人や団体への支援に努めます。」としているほか、文化芸術振興条例において「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民等が等しく、文化芸術を鑑賞し、参加し、及び創造することができる環境の整備が図られなければならない。」としています。

このように、市民による文化芸術活動の現状や、市の文化芸術に関する基本方針や施策に鑑みると、新たな文化交流拠点施設の整備の基本方針を定めるにあたっては「文化芸術の振興」が最も優先されるべきものと考えられます。

ただし、本市は都心に近く、市外においても文化芸術に触れる機会を得やすく、また、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれる中では、新たな文化交流拠点施設はプロのアーティストの興行にも対応した高コストなものではなく、我孫子の先人たちが築いてきた歴史や文化を継承し、現在我孫子に居住する隠れた人材を掘り起こすような、地域における市民の文化芸術活動の推進に重点を置いたものとするのが望ましいと考えられます。

基本方針 「文化芸術と他分野とを連携させた活動を展開します」

我孫子市文化芸術振興条例前文に「文化芸術は、人々の感性を磨き、創造性を高め、柔軟で活力ある地域社会を持続させる根源的な力を持っている。」と記しています。こうした特性を持つ文化芸術は、まちづくりにおいても、教育、生涯学習、市民活動、健康福祉等の施策と連携することで大きな効果が得られると考えられます。

例えば、児童・生徒の文化芸術活動の発表や鑑賞の経験は、大きな教育的価値を有するものです。また、我孫子に生きた歴史的人物や文学作品を深く研究することで他地域の研究者と交流を深める場とすることもできます。

また、市民団体から、文化芸術活動への参加や鑑賞は、健康の維持・増進やコミュニティづくりにつながるとの声が聞かれる通り、文化芸術活動の場の充実は、健康福祉に関する施策等の推進にも寄与するものと考えられます。

一方、行政と協働して市の施策を推進する主体の現状をみると、市内に事務所を設置しているNPO法人数が増加傾向にあるのに加え、人口あたりのNPO法人数も近隣市で上位にあるほか、市内に2つの大学があり学生がまちづくりに参加していることから、本市には、教育や健康福祉、環境など、地域のさまざまな課題の解決に向けた市民や学生による活動がさらに進展する素地があります。

こうしたことから、新たな文化交流拠点施設は、文化芸術活動の推進にとどまらず、文化芸術と他の分野とを連携させた活動を担う施設として整備することが望ましいと考えられます。

基本方針 「地域の活性化を図ります」

本市が自立した都市として持続的に発展していくためには、新たな文化交流拠点施設を産業や観光の振興にもつなげる施設としても活用していくことが求められます。

我孫子市観光振興計画でも、手賀沼を核として我孫子地区の史跡や文化財が集積する地域をリーディング地区と定め、先導的・優先的に観光を振興し、交流人口の拡大を図った上で、その成果を市域全体に波及させることとしています。

各種団体に行ったアンケートやヒアリングでは、新たな文化交流拠点施設がいつも人々にぎわうようにするためには、飲食店や商業施設の併設が必要との回答が多かったほか、観光に関するアンケートでは、手賀沼周辺における観光振興に期待することとして「直売所等の直接購入の場・施設の整備・拡充」や「農家レストラン(地元食材使用)の整備」とする回答が多くありました。

東葛地域は県内でも人口の多い地域であり、小売・飲食業の事業用地として評価が高いことから、民間企業の進出可能性の高い、相乗効果が期待できる場所に施設が整備され、活発な運用がなされれば、交流人口の拡大が期待できます。

そのため、新たな文化交流拠点施設は、文化芸術以外の施設利用のほか、年間を通して多様な目的で市民利用できる施設機能の導入と地域資源を活かした施設設計により、交流人口を拡大、地域の活性化を図る必要があると考えられます。

基本方針 「環境に配慮した、ひとにやさしい施設とします」

我孫子市は、環境モデル都市を標榜し、我孫子市第三次総合計画でも「将来都市像」として、「第一は我孫子のシンボルである手賀沼の水質浄化、水質改善ベスト1を実現します。鳥と共に暮らし、“雁の飛来よ再び”の夢に挑戦します。それには自然に負荷のかからない資源循環型の暮らしを築くとともに、環境問題に取り組む先進的な知恵を生み出すことが重要です。第二は、遊歩道、自然観察園、農業体験園などの交流空間づくりや国際的な水準を意識した湖岸・街並みの景観づくりを心がけます。」と定めています。

こうした将来都市像を踏まえると、多くの先人たちが自然の保全と再生に取り組んできた歴史を有する本市に整備する新たな文化交流拠点施設は、太陽光発電設備や屋上緑化を導入するなど、地球環境への負荷の低減を図ることが望ましいと考えられます。

また、健常者はもとより、体の不自由な方や高齢者、子どもなど、だれもが利用しやすいよう配慮したユニバーサルデザインが求められます。

基本方針の考え方

基本方針	地域の文化芸術を振興します 市民がさまざまな文化芸術を創造・発表・鑑賞することができる施設を整備することにより、地域の文化芸術を振興します。			文化芸術と他分野とを連携させた活動を展開します 文化芸術と他分野(地域研究、教育、生涯学習、市民活動、健康福祉等)とを連携させた活動を展開できる施設を整備することにより、まちづくりを効果的に推進します。			地域の活性化を図ります 市内外の人々を惹きつける施設・運営を提供することにより、交流人口を拡大し、地域の活性化を図ります。		
	環境に配慮した、ひとにやさしい施設とします 自然環境や省エネに配慮し、自然エネルギーを活用した施設、だれもが利用しやすい施設を整備します。								
市の特性 (現状や課題、可能性等)	旧市民会館の閉鎖後、市内に大ホールを有する施設がなくなったことから、各種団体や学校の文化芸術活動が他市での実施を余儀なくされるなど、市民や児童・生徒の文化芸術活動に制約が出ている。 あびこ市民プラザのギャラリーの稼働率が90%を超えており、絵画や写真、書道、華道等の活動の発表の場が不足している。	文化芸術活動の発表機会の数(本市が共催・後援したものは)は総合計画に掲げた平成27年度の目標値に達しているが、文化芸術団体に所属する人の数は目標の8割弱にとどまっている。 目標値：95件 24年度：95件 目標値：6,000人 24年度：4,638人	本市は都心に近く、市外においても文化芸術に触れる機会を得やすく、また、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれる中では、新たな文化交流拠点施設はプロのアーティストの興行にも対応した高コストのものではなく、我孫子の先人たちが築いてきた歴史や文化を継承し、現在我孫子に居住する隠れた人材を掘り起こすような、地域における市民の文化芸術活動の推進に重点を置いたものとするのが望ましいと考えられる。	市内に事務所を設置しているNPO法人数が増加傾向にあるほか、人口あたりのNPO法人数も近隣市で上位にあり、福祉や環境、教育など、地域のさまざまな課題の解決に向けた市民による活動がさらに進展する素地がある。	市には2つの大学があり、観光や教育、スポーツ、環境等の分野で学生がまちづくりに参加しているほか、文化団体との交流もあり、今後も多様な分野で大学と各種団体、行政の連携が加速する可能性がある。	本市の市民税のうち、法人市民税は1割弱にとどまり、多くを個人市民税が占めているが、今後、生産年齢人口の減少に伴い個人市民税の減少が予想される中、本市が自立した都市として持続的に発展していくためには、新たな文化交流拠点施設を産業や観光の振興の目的にも活用することが求められる。	東葛地域は県内でも人口の多い地域であり、小売・飲食業の事業用地として評価が高い。そのため民間企業の進出可能性が高く、相乗効果が見込まれる場所に魅力的な施設が整備されれば、交流人口拡大が期待できる。	現在、農事組合法人「あびこ」が我孫子新田において「あびこ農産物直売所あびこ」を運営しているが、同法人はこの直売所を(移転)拡大したいとの意向を持っているに加え、直売所拡大は市の「地産地消の推進」の方針とも合致する。	
上位計画等	【我孫子市第三次総合計画】 『将来都市像』 『手賀沼のほとり 心輝くまち』 ～人・鳥・文化のハーモニー～ [分野別計画] 第五部 第三章 第一節 文化芸術の振興 [文化芸術活動への支援と環境整備] 「市民の自主的な文化芸術活動を促進するため、(中略)、さまざまな整備手法を検討しながら、大規模ホール機能を備えた新たな文化会館の整備に取り組みます。」 [新たな文化芸術活動の創出] 「(中略)さまざまな分野で我孫子の自然や風土をいかした新たな文化芸術活動が生まれるよう、個人や団体への支援に努めます。」	【我孫子市文化芸術振興条例】 [基本理念] 「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民等が等しく、文化芸術を鑑賞し、参加し、及び創造することができる環境の整備が図られなければならない。」 「豊かな自然、歴史及び風土に培われた文化芸術が、市民等の共通の財産として生まれ、将来にわたり引き継がれ、発展するよう配慮されなければならない。」	【我孫子市生涯学習推進計画】 基本計画1 学習機会の充実と学習施設の整備・充実 [生涯学習施設の整備・充実] 基本計画4 人材の発掘・育成による学習活動の推進 [生涯学習人材情報の充実や活用] 基本計画5 我孫子の自然・環境・歴史・文化への取り組み [文化・芸術活動の育成と情報発信] [文化・芸術活動や発表の場の確保]	【我孫子市文化芸術振興条例】 [基本理念] 「文化芸術は、人々の感性を磨き、創造性を高め、柔軟で活力ある地域社会を持続させる根源的な力を持っている。」(序文)と記しているが、こうした特性を持つ文化芸術は、他分野(教育、生涯学習、市民活動、健康福祉等)の施策と連携することで大きな効果が得られると考えられる。	【我孫子市第三次総合計画】 [分野別計画] 第四部 第一章 第一節 市民交流支援 [市民交流の機会や情報提供の充実] 「市民相互の交流を活発にして、市民がまちづくり活動に参加していけるよう、市民団体やまちづくり協議会、自治会、事業所、大学などのさまざまな組織や多世代が交流できる場や機会を充実するとともに、さまざまな活動や団体の情報を提供します。」	【我孫子市第三次総合計画】 [分野別計画] 第二部 第一章 第二節 観光の創出 [観光資源をいかした地域産業の活性化] 「商業や農業などの地域産業の活性化を図るため、豊かな自然や農地、文化・歴史など新たな観光資源の掘り起こしを行い、それらを積極的に活用しながら、交流人口の拡大に努めます。」 第二部 第二章 第二節 地域と連携した農業の育成 [農業とのふれあいや交流の促進] 「多くの人が、生産者と身近な場で交流し、農業に親しみ、農業を楽しみ、農業を育むことができるよう、市民農園などの農業体験の場の提供を進めます。また、農業拠点施設や農家開設型ふれあい農園、農業まつりなどの生産者との交流の場に関する情報を積極的に提供します。」	【我孫子市農業振興地域整備計画書】 第1 農用地利用計画 5.土地利用の基本方針 「あびこ型都市農業」の拠点づくり 「研修・販売・加工・体験・PR・情報の発信・コミュニケーション等の機能をもち、農家と非農家、都市住民等の交流の場ともなる「農業拠点施設」を整備する。」	【我孫子市観光振興計画】 [計画の基本的方向] 「手賀沼を核として我孫子地区の史跡や文化財の集積する地域をリーディング地区に設定し、先導的・優先的に振興を図ります。リーディング地区における観光振興を図り、交流人口の増大を図った上で、その成果を市域全体に波及させていきます。」	
市民ニーズ (アンケート、ヒアリング)	【各種団体アンケート・ヒアリング】 ・旧市民会館閉鎖の影響を聞いたところ「代替施設狭隘・来場者数減少」「代替施設確保困難」等の声が多く寄せられ、各団体の活動に支障をきたしている。 ・求める施設の機能としては、音楽ホールや多目的ホールといった発表の場だけでなく、その機能を補完する楽屋・控室やリハーサル・練習室なども必要とされている。 ・大ホールを備えた新たな文化交流拠点施設ができれば、より大規模なコンサートを実施できるなど、文化団体の活動の幅が広がり、本市の文化芸術のより一層の発展が期待できる。 ・ホールが複数ある大規模な施設ができれば、各ホールのイベントへの来場者が相互に回遊することができる(コンサートの観客が活け花展を見学するなど)。 ・ホールは、音楽団体を中心に「800人以上」とする回答が6割弱を占めたが、演劇団体からは小規模の方が声が通りやすいという回答もあった。	【各種団体アンケート】 ・新たな文化交流拠点施設がいつも人々にぎわうようにするために必要なことを聞いたところ「多目的施設とする」との回答が多かった。 ・文化団体は病院や地域イベントでの出張コンサートを行っているほか、団員が文化芸術活動に取り組むこと自体が健康の維持・増進やコミュニケーションづくり等につながっていることから、文化芸術活動は、さまざまな分野のまちづくりの進展に寄与するものであると言える。	【市民アンケート】 ・重要度指数を見ると「文化芸術活動の推進」は全46項目中41位と市民にとって重要度が低い。市民から新たな文化交流拠点施設整備のコンセンサスを得るには、文化芸術分野以外の施策の推進にも資する施設とすることが望まれる。	【観光に関するアンケート】 ・我孫子市でやってみたいレジャーを聞いたところ、「ウォーキング、ジョギング、サイクリング」とする回答が約8割を占めており、新たな文化交流拠点施設にこれらのレジャーの拠点としての機能を持たせることは、観光や健康福祉の分野に関する施策の推進に有効であると考えられる。	【各種団体アンケート・観光に関するアンケート】 ・「各種団体アンケート」では新たな文化交流拠点施設がいつも人々にぎわうようにするためには、飲食店や商業施設の併設が必要との回答が多かったほか、「観光に関するアンケート」では、手賀沼周辺における観光振興に期待することとして「直売所等の直接購入の場・施設の整備・拡充」や「農家レストラン(地元食材使用)の整備」とする回答が多くあった。新たな文化交流拠点施設に文化芸術以外にも人々が訪れる動機づけとなる機能を導入することにより、交流人口を拡大し、地域の活性化を図る必要があると考えられる。				

6 . 導入機能

基本方針を踏まえた新たな文化交流拠点施設のイメージでは、「文化芸術発信機能」、「創造支援機能」、「交流促進機能」を導入し、機能ごとに「文化芸術発信ゾーン」、「創造支援ゾーン」、「交流促進ゾーン」の3つのゾーンを設け、各機能間の連携を考慮した配置とすることを想定します。

「文化芸術発信ゾーン」には、クラシック音楽やポピュラー音楽などの演奏会、ミュージカル、演劇等の舞台芸術に加え、講演会や各種大会、式典等にも対応できるホールのほか、絵画や写真、陶芸、書道、華道等の発表の場としてギャラリーやイベント・展示スペースを設置することを想定します。

「創造支援ゾーン」は、舞台芸術の練習や絵画・工芸分野の活動、調理等に対応した各種スタジオを設置し、市民が自由な発想で創作活動を行うことを想定します。また、創作活動を通して、施設に関わっていく人たちが運用方法、利用方法など施設のあり方そのものについても創造していくことを想定します。

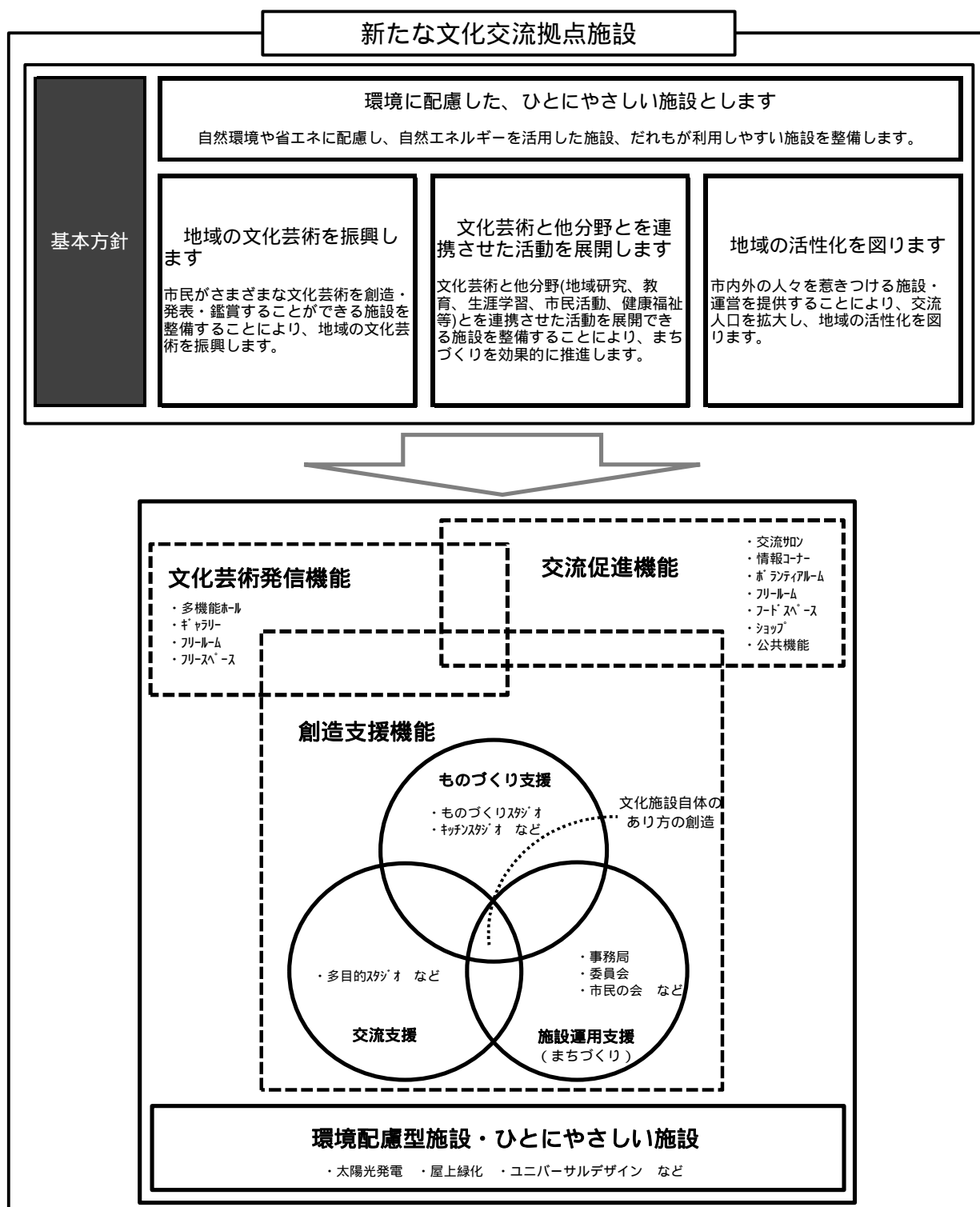
「交流促進ゾーン」には、文化を中心としてさまざまな交流が生まれるよう、会合やイベント用のスペースの設置や、市民の主体的な活動により文化施設の運営管理が行えるよう、ボランティアルームの設置を想定します。また、にぎわいを創出するために、民間活力の導入を視野に、レストランや農産物直売所など「食べる」「買う」などの機能を有する施設整備のほか、公共機能の集約化も想定します。

新たな文化交流拠点施設は、「環境配慮型施設、ひとにやさしい施設」として整備することとし、具体的には太陽光発電設備や屋上緑化、ユニバーサルデザインの導入を想定します。

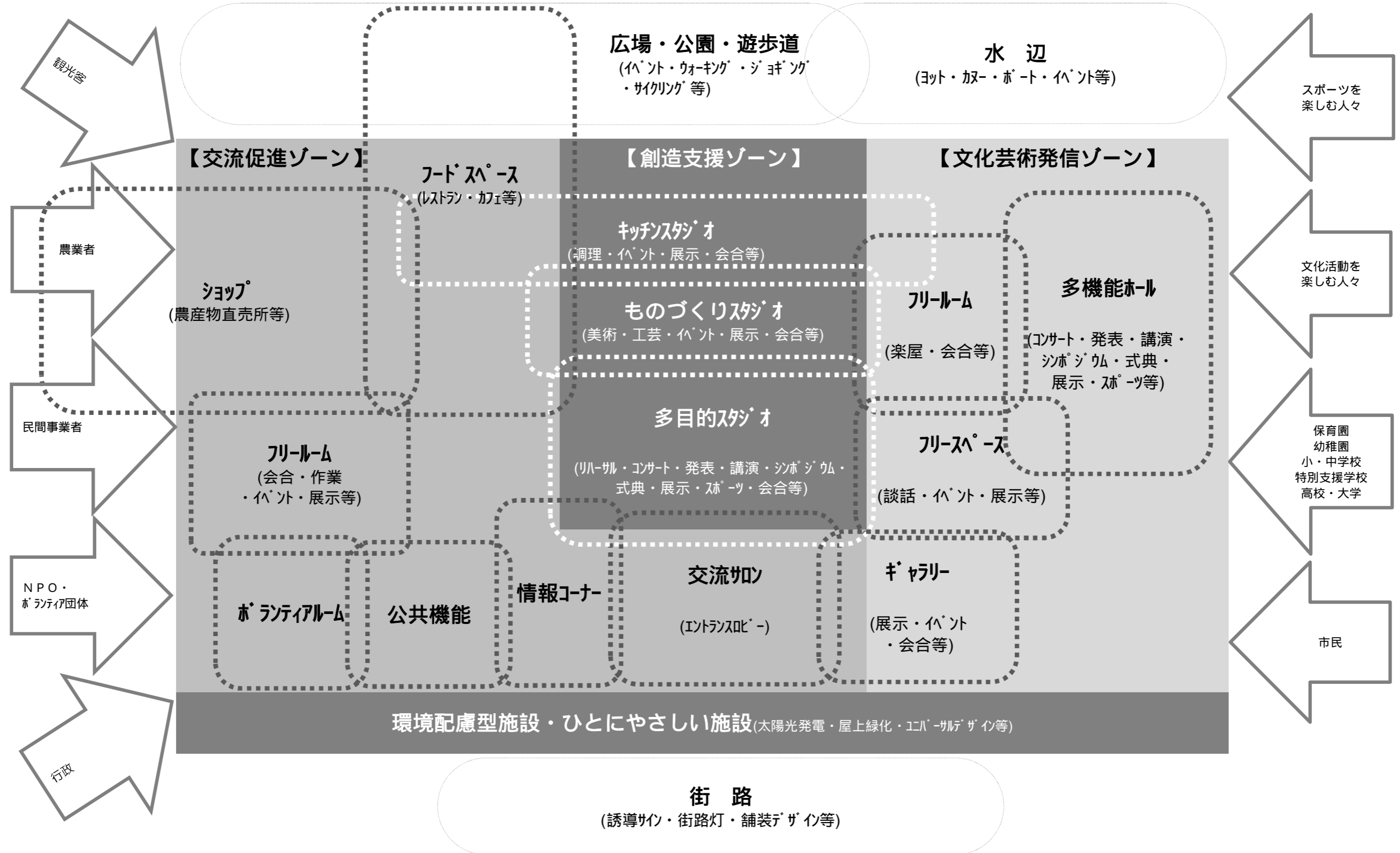
この他、各機能間では、広場・公園・遊歩道・水辺など外部との連携を図ることを想定します。

なお、にぎわいを創出するための施設のうち、「農産物直売所」については導入可能性調査を行いました。詳細については、別冊「文化交流拠点施設における農産物直売所設置に関する調査報告書」を参照。

新たな文化交流拠点施設整備の基本方針と導入機能



新たな文化交流拠点施設のイメージ



(注) 上図に掲載した施設・諸室の配置等はイメージです。

新たな文化交流拠点施設にどのような機能を持って施設・諸室を整備するかは、諸室の配置等も含め、今後、市民とともに検討していきます。

7 . 建設候補地の検討

(1) 検討を行った建設候補地及び評価項目

新たな文化交流拠点施設の建設候補地は、これまで、我孫子市民会館跡地利用検討委員会や我孫子市文化施設検討委員会での検討状況を踏まえて、我孫子市文化施設建設研究会から報告のあった「高野山新田」「下ケ戸・岡発戸」「中里新田」の3つのエリアを基本に、総務企画常任委員会や予算審査特別委員会で議員提案のあった「气象台記念公園」と「我孫子市役所」のほか、我孫子市文化施設整備庁内検討委員会で一定の基準などを設定して抽出した「天王台西公園」「手賀沼公園」を加えた計7か所としました。

建設候補地の評価は、各種団体アンケートやヒアリングをはじめ、観光に関するアンケート、市内ホールの稼働状況、農産物直売所設置に関する調査や、専門家会議での意見等を踏まえて設定した4つの基本方針に基づき、大区分として6項目、小区分として27項目で行いました。

なお、新たな文化交流拠点施設を整備する場合には、「文化芸術の振興」に加え、さまざまな「交流」や「にぎわい」の創出を想定する必要があることから、評価項目のうち、特に「相乗効果を生むまちづくり」に重点を置いて評価しました。

評価項目

	大区分	小区分	配点	係数(最大値)	配点×係数
1	相乗効果を生むまちづくり	周辺人口	5	5	25
2		周辺小売業販売額	5	5	25
3		連携の可能性がある周辺施設等			
4		歴史・文化施設等	30	5	150
5		教育施設等	30	5	150
		自然・公園等	30	5	150
		小計			500
6	土地利用の制限	都市計画法による制限	20	5	100
7		建築基準法による制限	20	5	100
8		農地に関する規制除外手続き	20	5	100
9		都市公園法による公園面積(敷地面積)に対する建築面積の割合(建ぺい率)の限度	20	5	100
10		埋蔵文化財包蔵地の範囲	5	3	15
		小計			415
11	用地	面積	20	5	100
12		道路付き	5	5	25
13		地盤改良の必要性	5	3	15
14		用地買収(含賃借)	5	3	15
15		用地内既存施設の移転(代替施設の確保)の必要	20	3	60
		小計			215
16	アクセス	最寄鉄道駅への距離	15	5	75
17		2駅利用できる	10	-	10
18		最寄鉄道駅の電車本数	10	5	50
19		最寄バス停のバス本数	5	5	25
		小計			160
20	周辺環境	周辺生活環境への影響	15	5	75
21		周辺騒音発生施設の文化施設への影響	5	3	15
		小計			90
22	都市基盤	電力	5	3	15
23		太陽光発電の導入可能性	5	3	15
24		ガス	5	3	15
25		通信	5	3	15
26		上水道	5	3	15
27		下水道	5	3	15
		小計			90
		合計			1,470

調査対象地位置図



凡 例

- ①高野山新田エリア
- ②下ヶ戸・岡発戸エリア
- ③中里新田エリア
- ④气象台記念公園
- ⑤我孫子市役所
- ⑥天王台西公園
- ⑦手賀沼公園

調査対象地の評価

番号	大区分	小区分	配点	係数	基準	建設候補地																				
						①高野山新田エリア			②下ヶ戸・岡発戸エリア			③中里新田エリア			④気象台記念公園			⑤我孫子市役所			⑥天王台西公園			⑦手賀沼公園		
						評価	係数(×)	評価点	評価	係数(×)	評価点	評価	係数(×)	評価点	評価	係数(×)	評価点	評価	係数(×)	評価点	評価	係数(×)	評価点			
調査対象地概要	建設候補地																									
	手賀大橋から高野山ふれあい市民農園あたりまでのエリア(水の館周辺に整備することを想定して評価した)					川村学園女子大学の東部に広がる水田地帯のエリア			中里地区南側の都市計画道路沿の水田地帯のエリア			市東部の新木駅近くに設置された公園			現市役所エリア(市役所を移転して跡地に文化施設を建設)			JR常磐線天王台駅南口近傍に設置された公園			市の中心拠点に位置付けられている公園					
	予定する土地の敷地規模又は既存施設の敷地規模					15,000㎡以上			15,000㎡以上			15,000㎡以上			42,995㎡			10,800㎡			10,121㎡			46,918㎡		
	区域区分					市街化調整区域			市街化調整区域			市街化調整区域			市街化区域			市街化区域			市街化区域			市街化区域		
	農地区分					農用地区域			甲種農地相当一部第2種農地相当			農用地区域			非農地			非農地			非農地			非農地		
	土地利用の基本方針(総合計画での位置づけ)					保全を基本とし一部都市的土地利用を検討する区域			保全を基本とし一部都市的土地利用を検討する区域			積極的に保全する農地・緑地			住宅地			住宅地			住宅地			住宅地		
	都市計画マスタープラン					景観形成に重要な地区農地や水辺に親しめる空間の保全と活用						公園の有効的な活用(防災機能の充実)			景観形成に重要な地区						景観形成に重要な地区					
	景観形成基本計画					水辺景観形成エリア -手賀沼と田圃、斜面林の一体的な自然環境の保全、育成 緑の景観形成エリア -市街地を縁どる斜面林と田圃景観が一体となった緑の景観の保全、育成 シンボル景観拠点 -公共施設などを主体に、地域の先導的な景観形成を図りアピール性の高い文化の拠点づくり						緑の景観形成エリア -市街地を縁どる斜面林と田圃景観が一体となった緑の景観の保全、育成			市街地形成エリア -周辺の自然環境に配慮し、緑豊かなうらおいのある生活空間の創出			市街地形成エリア -緑化の推進、オープンスペースの創設などにより、うらおいとゆとりのあるまちなみ景観の形成			市街地形成エリア -緑化の推進、オープンスペースの創設などにより、うらおいとゆとりのあるまちなみ景観の形成			水辺景観形成エリア -手賀沼と田圃、斜面林の一体的な自然環境の保全、育成		
周辺環境					周囲に遊歩道、公共施設あり			周囲に事業所、教育施設あり			後背地は住宅地			周辺は住宅地			後背地の一部は住宅地			周辺は商業地、住宅地			周辺は住宅地			
その他					自然公園法による県立印旛手賀自然公園区域の普通地域内						自然公園法による県立印旛手賀自然公園区域の普通地域内												自然公園法による県立印旛手賀自然公園区域の普通地域内			
1	周辺人口(半径1km圏内の人口)	5	(×5) (×3) (×1)	15,001人以上 10,001~15,000人 10,000人以下	8,895人	1	5	7,162人	1	5	5,555人	1	5	8,521人	1	5	14,094人	3	15	23,069人	5	25	16,493人	5	25	
2	周辺小売業販売額(半径1km圏内の小売年間販売額)	5	(×5) (×3) (×1)	100億円以上 50~100億円 50億円以下	60億円	3	15	21億円	1	5	22億円	1	5	22億円	1	5	91億円	3	15	116億円	5	25	188億円	5	25	
連携の可能性のある周辺施設等(半径500m内にある「あびこガイドマップ」掲載の観光・文化スポット及び生涯学習・文化施設、近隣センター・市民センター、子育て支援施設、小学校、中学校、高校、大学、その他の学校、保健・福祉施設)																										
相乗効果を生むまちづくり	歴史・文化施設等	30	(×5) (×3) (×0)	周辺に連携の可能性のある施設等が多い(5か所以上) 周辺に連携の可能性のある施設等が少しある(1~4か所) 周辺に連携の可能性のある施設等がない	鳥の博物館、山階鳥類研究所、水の館、水神山古墳、子之神大黒天、旧村川別荘	5	150	ふれあい工房	3	90	特になし	0	0	特になし	0	0	鳥の博物館、山階鳥類研究所、水の館、子之神大黒天、旧村川別荘	5	150	柴崎神社、円福寺	3	90	アビスタ、白樺文学館、志賀直哉邸跡、杉村楚人冠邸園、喜納治五郎別荘跡地、三樹荘跡、文学の広場	5	150	
		教育施設等	30	(×5) (×3) (×0)	周辺に連携の可能性のある施設等が多い(5か所以上) 周辺に連携の可能性のある施設等が少しある(1~4か所) 周辺に連携の可能性のある施設等がない	高野山小学校、我孫子高等学校	3	90	我孫子第二小学校、川村学園女子大学	3	90	湖北台東小学校、教育研究所	3	90	特になし	0	0	高野山小学校、我孫子高等学校	3	90	特になし	0	0	特になし	0	0
			自然・公園等	30	(×5) (×3) (×0)	周辺に連携の可能性のある施設等が多い(5か所以上) 周辺に連携の可能性のある施設等が少しある(1~4か所) 周辺に連携の可能性のある施設等がない	手賀沼、手賀沼親水広場、水生植物園、高野山ふれあい市民農園	3	90	岡発戸・谷津ミュージアム	3	90	特になし	0	0	特になし	0	0	手賀沼、手賀沼親水広場	3	90	特になし	0	0	手賀沼	3
	相乗効果を生むまちづくり 小計(満点:500点)					350			280			100			10			360			140			290		

番号	大区分	小区分	配点	係数	基準	建設候補地																				
						高野山新田エリア			下ケ戸・岡発戸エリア			中里新田エリア			気象台記念公園			我孫子市役所			天王台西公園			手賀沼公園		
						評価	係数(×)	評価点	評価	係数(×)	評価点	評価	係数(×)	評価点	評価	係数(×)	評価点	評価	係数(×)	評価点	評価	係数(×)	評価点	評価	係数(×)	評価点
6		都市計画法による制限	20	(×5) 制限をすべてクリアできる又は可能性あり (×3) 制限を一部クリアする (×0) 制限をクリアできない	制限をすべてクリアできる又は可能性あり ・市街化調整区域であるが、法第29条第1項第3号による公益上必要な建築物として立地が許容される	5	100	制限をすべてクリアできる又は可能性あり ・市街化調整区域であるが、法第29条第1項第3号による公益上必要な建築物として立地が許容される	5	100	制限をすべてクリアできる又は可能性あり ・市街化調整区域であるが、法第29条第1項第3号による公益上必要な建築物として立地が許容される	5	100	制限をクリアできない ・地域地区は、第1種低層住居専用地域(100/50)、国道356号沿いに一部第1種住居地域(200/60)・第1種高度地区が指定されている	0	0	制限を一部クリアする ・地域地区は、第2種住居地域(200/60)・第2種高度地区が指定されている ・建築基準法による建築許可が得られる場合は立地の可能性あり	3	60	制限を一部クリアする ・地域地区は、第1種中高層住居専用地域(200/60)・第2種高度地区が指定されている ・用途地域の変更による立地の可能性あり	3	60	制限を一部クリアする ・地域地区は、第1種低層住居専用地域(100/50)、手賀沼ふれあいライン沿いとアビスタ敷地部分に第2種住居地域(200/60)・第1種高度地区が指定されている ・用途地域の変更による立地の可能性あり	3	60	
7		建築基準法による制限	20	(×5) 制限をすべてクリアできる又は可能性あり (×3) 制限を一部クリアする (×0) 制限をクリアできない	制限をすべてクリアできる又は可能性あり	5	100	制限をすべてクリアできる又は可能性あり	5	100	制限をすべてクリアできる又は可能性あり	5	100	制限をクリアできない (現行の用途地域による建築物の建築制限があるため)	0	0	制限をすべてクリアできる(ただし、現行の用途地域による建築物の建築制限があり、当該施設の建築が許可される場合に限り)	5	100	制限をすべてクリアできる(ただし、用途地域の変更が可能な場合に限る)	5	100	制限を一部クリアする ・用途地域の変更を可能とした場合でも、検討エリア内には当該施設の敷地と道路の関係について、客席数に応じて必要となる道路幅員の制限が適用される道路がある	3	60	
8		土地利用の制限	20	(×5) 農地に関する規制除外手続き (×3) 農地に関する規制除外 (×0) 農地に関する規制除外	農地に関する規制除外 (規制除外可能性あり)	3	60	農地に関する規制除外 (規制除外可能性あり)	3	60	農地に関する規制除外 (規制除外可能性低い)	0	0	農地に関する規制除外 (農地なし)	5	100	農地に関する規制除外 (農地なし)	5	100	農地に関する規制除外 (農地なし)	5	100	農地に関する規制除外 (農地なし)	5	100	
9		都市公園法による公園面積(敷地面積)に対する建築面積の割合(建ぺい率)の限度(教養施設は公園面積の100分の12)(旧市民会館:敷地面積6,221㎡、建築面積3,395㎡、建ぺい率54.5%)	20	(×5) 建築可能建物:延面積5,000㎡以上	公園なし	5	100	公園なし	5	100	公園なし	5	100	敷地面積に対する建築面積の割合の限度は5,044㎡となる。(トイレ・防災倉庫あり)	5	100	公園なし	5	100	敷地面積に対する建築面積の割合の限度は1,209㎡となる。(トイレあり) (これ以上の面積の建築物を建設する場合は、代替機能を確保する必要があるが現実的には難しい)	0	0	敷地面積に対する建築面積の割合の限度は2,467㎡となる。(アビスタ2,975㎡のほかトイレ・あずまやあり) (これ以上の面積の建築物を建設する場合は、代替機能を確保する必要があるが現実的には難しい)	0	0	
10		埋蔵文化財包蔵地の範囲	5	(×3) 埋蔵文化財包蔵地範囲外 (×1) 埋蔵文化財包蔵地範囲内	範囲外	3	15	範囲外	3	15	範囲外	3	15	範囲内	1	5	範囲内	1	5	範囲外	3	15	範囲外	3	15	
土地利用の制限 小計 (満点:415点)						375		375		315		205		365		275		235								
11		敷地面積 (適正な駐車場用地を確保するとして場合に想定される敷地面積:15,000㎡)	20	(×5) 15,000㎡以上 (×3) 14,000㎡以上15,000㎡未満 (×1) 13,000㎡以上14,000㎡未満 (×0) 13,000㎡未満	15,000㎡以上確保可能	5	100	15,000㎡以上確保可能	5	100	15,000㎡以上確保可能	5	100	42,995㎡のうち15,000㎡以上	5	100	10,800㎡	0	0	10,121㎡	0	0	46,918㎡のうち15,000㎡以上	5	100	
12		敷地に接する道路の幅員	5	(×5) 幅員16m以上 (×3) 幅員12m以上16m未満 (×1) 幅員9m以上12m未満 (×0) 幅員9m未満	市道(都市計画道路) 12m	3	15	市道(都市計画道路) 16m又は18m	5	25	市道(都市計画道路) 12m	3	15	国道356号(都市計画道路) 12m	3	15	市道(ただし県道8号に接続) 9m	1	5	市道(都市計画道路) 9m	1	5	市道 4m	0	0	
13		用地	5	(×3) 地盤改良の必要性低い (×0) 地盤改良の必要性高い	高い	0	0	高い	0	0	高い	0	0	低い	3	15	低い	3	15	低い	3	15	高い	0	0	
14		用地買収(賃借を含む)の有無	5	(×3) 用地買収無し(市有地) (×0) 用地買収有り(民有地)	有り(民有地)	0	0	有り(民有地)	0	0	有り(民有地)	0	0	無し(市有地)	3	15	無し(市有地)	3	15	無し(市有地)	3	15	無し(市有地)	3	15	
15		用地内既存施設の移転(代替施設の確保を含む)の有無	20	(×3) 無し(既存施設なし) (×0) 有り	無し	3	60	無し	3	60	無し	3	60	無し	3	60	有り(市役所の移転)	0	0	有り(公園の確保)	0	0	無し(市有地)	3	60	
用地 小計 (満点:215点)						175		185		175		205		35		35		175								

番号	大区分	小区分	配点	係数	基準	建設候補地																																							
						高野山新田エリア			下ケ戸・岡発戸エリア			中里新田エリア			気象台記念公園			我孫子市役所			天王台西公園			手賀沼公園																					
						評価	係数(x)	評価点	評価	係数(x)	評価点	評価	係数(x)	評価点	評価	係数(x)	評価点	評価	係数(x)	評価点	評価	係数(x)	評価点	評価	係数(x)	評価点																			
16		最寄鉄道駅への距離 (カッコ内の徒歩時間は分速80mとして計算)	15	(x5)	最寄駅へ500m以内(徒歩7分以内)	1.6km 徒歩20分 (天王台駅～水の館)	1	15	1.8km 徒歩23分 (天王台駅～川村学園女子大学)	1	15	1.5km 徒歩19分 (湖北駅～湖北台5丁目)	1	15	0.6km 徒歩8分 (新木駅～気象台記念公園)	3	45	1.5km 徒歩19分 (天王台駅～市役所)	1	15	0.2km 徒歩3分 (天王台駅～天王台西公園)	5	75	0.9km 徒歩11分 (我孫子駅～アビスタ)	3	45																			
				(x3)	最寄駅へ500m超1km以内(徒歩7分超12.5分以内)																						2.5km 徒歩31分 (我孫子駅～水の館)	10	0	0	0	10	0	0	0	0									
17			10	2駅利用できる																																									
18	アクセス	最寄鉄道駅の電車本数 (1日あたりの平日本数と土休日本数の単純合計)	10	(x5)	751本以上	633本 天王台駅	3	30	633本 天王台駅	3	30	160本 湖北駅	1	10	160本 新木駅	1	10	633本 天王台駅	3	30	633本 天王台駅	3	30	970本 我孫子駅	5	50																			
				(x3)	501～750本																																								
				(x1)	500本以下																																								
19		最寄バス停のバス本数 (1日あたりの平日本数と土休日本数の単純合計) 停留所、発着駅	5	(x5)	201本以上	341本 市役所、鳥の博物館入口 我孫子駅、天王台駅、湖北駅、柏駅	5	25	158本 川村学園女子大学 天王台駅、湖北駅	3	15	219本 湖北台5丁目 我孫子駅、天王台駅、湖北駅	5	25	72本 新木野2丁目 天王台駅、新木駅、布佐駅	1	5	333本 市役所 我孫子駅、天王台駅、湖北駅、柏駅	5	25	246本 天王台駅 我孫子駅、湖北駅、新木駅、布佐駅	5	25	320本 アビスタ前 我孫子駅、天王台駅、湖北駅	5	25																			
				(x3)	101～200本																																								
				(x1)	100本以下																																								
アクセス 小計 (満点:160点)						80			60			50			60			80			130			120																					
20	周辺環境	施設周辺に及ぼす生活環境への影響 (日照、電波障害、眺望、道路交通量、自然環境等)	15	(x5)	ほとんど影響なし	ほとんど影響なし	5	75	ほとんど影響なし	5	75	ほとんど影響なし	5	75	ほとんど影響なし	5	75	影響あり	0	0	影響あり	0	0	影響あり	0	0																			
				(x0)	影響あり																																								
21		施設周辺に存する騒音発生施設の有無	5	(x3)	騒音発生施設無し	無し	3	15	無し	3	15	無し	3	15	無し	3	15	無し	3	15	有り(常磐線線路から約80m)	1	5	無し	3	15																			
				(x1)	騒音発生施設有り(多少の影響有りを含む)																																								
周辺環境 小計 (満点:90点)						90			90			90			90			15			5			15																					
22		電力	5	(x3)	整備済み	整備済み	3	15	整備済み	3	15	整備済み	3	15	整備済み	3	15	整備済み	3	15	整備済み	3	15	整備済み	3	15																			
				(x0)	未整備																																								
23		太陽光発電の導入可能性	5	(x3)	かなり有利な立地である	かなり有利な立地である	3	15	かなり有利な立地である	3	15	かなり有利な立地である	3	15	かなり有利な立地である	3	15	かなり有利な立地である	3	15	有利な立地である	1	5	かなり有利な立地である	3	15																			
				(x1)	有利な立地である																																								
24	都市基盤	ガス	5	(x3)	整備済み	未整備	0	0	整備済み	3	15	整備済み	3	15	整備済み	3	15	整備済み	3	15	整備済み	3	15	整備済み	3	15																			
				(x0)	未整備																																								
25		通信	5	(x3)	整備済み	整備済み	3	15	整備済み	3	15	整備済み	3	15	整備済み	3	15	整備済み	3	15	整備済み	3	15	整備済み	3	15																			
				(x0)	未整備																																								
26		上水道	5	(x3)	整備済み	整備済み	3	15	整備済み	3	15	整備済み	3	15	整備済み	3	15	整備済み	3	15	整備済み	3	15	整備済み	3	15																			
				(x0)	未整備																																								
27		下水道	5	(x3)	整備済み	未整備	0	0	未整備	0	0	未整備	0	0	未整備	0	0	整備済み	3	15	整備済み	3	15	整備済み	3	15																			
				(x0)	未整備																																								
都市基盤 小計 (満点:90点)						60			75			75			75			90			80			90																					
評点合計(満点:1,470点)						1,130			1,065			805			645			945			665			925																					
順位						1			2			5			7			3			6			4																					

	建設候補地						
	高野山新田エリア	下ヶ戸・岡発戸エリア	中里新田エリア	気象台記念公園	我孫子市役所	天王台西公園	手賀沼公園
課題等	<p>・低地部に位置しているため、整備に当たっては土壌改良等が必要な場合があります。</p> <p>【農振法・農地法との整合性】 ・このエリアは、農業振興地域中の「農用地区域」に指定されているため、当該エリアにおいて公共施設等を建設する場合には「農用地区域」からの除外が必要です。 ・農振法では、「農用地区域」での開発行為(宅地の造成、建物の設置など)は厳しく制限されています。なお、農業用の施設や、一時的な利用のためのもの(工事用の仮設道路など)、公益性の高いもの(道路、鉄道、河川、公共施設など)土地収用法第3条に掲げられている事業で、同法第26条第1項の告示があり、かつ、告示に係る事業の用に供する場合)については、例外的に「農用地区域」からの除外を認めています。 ・ただし、「農用地区域」から除外されただけでは、開発は行えません。農地の場合には、除外後に、別途、農地法による農地転用許可を得る必要があります。</p>	<p>・低地部に位置しているため、整備に当たっては土壌改良等が必要な場合があります。</p> <p>【農地法との整合性】 ・このエリアの農地は、農地転用基準の「甲種農地」に該当する可能性があります。 ・「甲種農地」は、市街化調整区域(市街化を抑制すべき地域)内にある特に良好な営農条件を備えている農地として、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械(農業機械化促進法第2条第3項に規定する高性能農業機械をいう。)による営農に適する農地などをいいます。 ・「甲種農地」も、開発行為(宅地の造成、建物の設置など)は厳しく制限されていますが、農業の用に供する一時的な転用や、土地収用法第3条に掲げられている事業で、法第26条第1項の告示があり、かつ、告示に係る事業の用に供する場合などには転用が許可されます。</p>	<p>【総合計画との整合性】 「総合計画」とは「まちづくりの最も基本となる計画」であり、行政財政運営の長期的な指針となるものです。 議会の議決を経て策定された、この総合計画において、中里新田のあるエリアは「積極的に保全する農地・緑地」に位置付けられており、ここに文化交流拠点施設を建設することは、総合計画の土地利用方針に整合しません。</p>	<p>【用途地域との整合性】 ・「用途地域」は、都市計画法に基づく地域地区の一つで、まちづくりの計画的な土地利用を実現するため定められる地域地区の中で最も根幹をなす制度の一つです。 ・当該地及びその周辺は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため「第一種低層住居専用地域」(国道356号沿いは一部「第一種住居地域」)を指定しており、建築基準法において文化交流拠点施設を建設することはできません。 ・当該施設を建設するためには、用途地域を変更する必要がありますが、現状では上位計画等による将来土地利用計画の位置づけがないため変更は難しい状況です。</p> <p>【都市公園法との整合性】 ・当公園は、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的に地区公園として供用しています。 ・都市公園法の解説書では公園施設のうち教養施設において「野外音楽堂に類するもの」に屋内音楽堂が考えられ、「陳列館に類するもの」に博物館・美術館を含むことなどから、文化交流拠点施設の立地は許容されることとなります。 ・ただし、これらの施設は大規模な広域公園や総合公園でのみ確認できる状況です。例えば、広域公園である県立青葉の森公園(敷地面積:53.7ha)で博物館、芸術文化ホールが、松戸市の総合公園である21世紀の森と広場(敷地面積:50.5ha)で森のホール21(松戸市文化会館)の立地が確認できる状況にあります。</p>	<p>【都市公園法との整合性】 ・当公園は、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的に近隣公園として供用しています。 ・当公園内に文化交流拠点施設を建設する場合は、公園敷地全てを文化交流拠点施設用地とする必要があります。 ・ただし、当公園は天王台土地区画整理事業により配置されたものであり、文化交流拠点施設を建設する場合は、近隣住民の理解を得た上で同等規模の公園を当該事業地内の適地に再配置する必要があります。</p>	<p>【都市公園法との整合性】 ・当公園は、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的に近隣公園として供用しています。 ・当公園内に文化交流拠点施設を建設する場合は、公園敷地全てを文化交流拠点施設用地とする必要があります。 ・ただし、当公園は天王台土地区画整理事業により配置されたものであり、文化交流拠点施設を建設する場合は、近隣住民の理解を得た上で同等規模の公園を当該事業地内の適地に再配置する必要があります。</p>	<p>【都市公園法との整合性】 ・当公園は、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的に地区公園として供用しています。 ・当公園内には既に教養施設としてアビスタが立地しており、文化交流拠点施設を建設する場合は、敷地面積に対する建築面積の割合の限度(2467㎡)が適用されるため、計画を具体化するには厳しい状況にあります。 ・また、当該施設が立地する場合は多目的広場が用地となることが想定され、公園として定義されている住民の屋外における休息、観賞、遊戯、運動その他のレクリエーション利用に供するとともに、災害時の避難等に資するために設けられる公共空地としての機能が失われる可能性があります。 ・都市公園法の解説書では公園施設のうち教養施設において「野外音楽堂に類するもの」に屋内音楽堂が考えられ、「陳列館に類するもの」に博物館・美術館を含むことなどから、文化交流拠点施設の立地は許容されることとなります。 ・ただし、これらの施設は大規模な広域公園や総合公園でのみ確認できる状況です。例えば、広域公園である県立青葉の森公園(敷地面積:53.7ha)で博物館、芸術文化ホールが、松戸市の総合公園である21世紀の森と広場(敷地面積:50.5ha)で森のホール21(松戸市文化会館)の立地が確認できる状況にあります。</p> <p>【建築基準法との整合性】 ・当該施設の敷地と道路について、客席数に応じた道路幅員規定の制限に基づいて既存道路の拡幅を検討する必要があります。</p>

(2) 評価結果及び講評

評価の結果は、高野山新田エリアの評点が1,130点と最も高く、次いで下ヶ戸・岡発戸エリアが1,065点で続き、その他の候補地の評点は945点以下となりました。

専門家会議では、高野山新田エリアと下ヶ戸・岡発戸エリアを比較すると、「相乗効果を生むまちづくり」や「アクセス」の項目で高野山新田エリアが下ヶ戸・岡発戸エリアを上回っており、「さまざまな交流やにぎわいを創出することを目指す」とする新たな文化交流拠点施設は、評点通り、高野山新田エリアが建設候補地として最も適しているという結論で一致をみましました。

中里新田エリア、气象台記念公園、我孫子市役所、天王台西公園、手賀沼公園については、土地利用の基本方針に整合しない()、現行の用途地域では、文化施設が建築できず、用途地域の変更や建築許可などが必要となる(、 、)、都市公園法上、十分な建物面積を確保するのが難しい(、)、用地面積が狭隘(、)、用地内既存施設の移転が必要()といった課題があります。

なお、高野山新田エリアは、「天王台地区」に位置しています。同エリアは、我孫子市第三次総合計画の地区別計画の中では、「自然環境の保全と積極的な活用」を図って「地区の資源をいかし、にぎわいを生み出すまちづくり」を進めていくとしています。また、都市計画マスタープランでは、「まちづくりのテーマ」に「新しい生活文化を創造し、我孫子の都市イメージを発信する拠点の形成」、「人々のいきいきとした交流を育む魅力ある地区拠点の形成」を規定し、景観形成基本計画では、この地区の良好な景観の形成に関する方針の一つに「新しい文化の創造・発信の拠点づくり」を掲げ、「公共施設、文化施設などを主体に、地域の先導的な景観形成を図りアピール性の高い文化の拠点づくりを行います。」と定めています。

さらに、「我孫子市観光振興計画」では「先導的・優先的に観光振興を図るリーディング地区」に、また、「我孫子市手賀沼沿い農地活用計画」では「広域的魅力を備えた農業観光拠点を検討していく」地区に、「手賀沼文化拠点整備計画」では「鳥と水の交流ゾーン」に位置づけています。

これらのことから高野山新田エリアに文化交流拠点施設を整備し、文化芸術の振興を図るとともに、水の館をはじめ、同エリア周辺に点在する施設や地域資源と連携することで、さまざまな「交流」や「にぎわい」の創出を目指すことは、高野山新田エリアを含む「天王台地区」の「まちづくりの方針」等に整合するものであると言えます。

8 . 整備・運営の考え方

公共施設の整備・運営手法には、公設直営方式、公設民営方式、DBO方式、PFI方式、リース方式、負担付寄付等さまざまあり、それぞれ長所・短所があります。新たな文化交流拠点施設の整備にあたっては、こうした手法の中から最も適した手法を採用する必要があります。

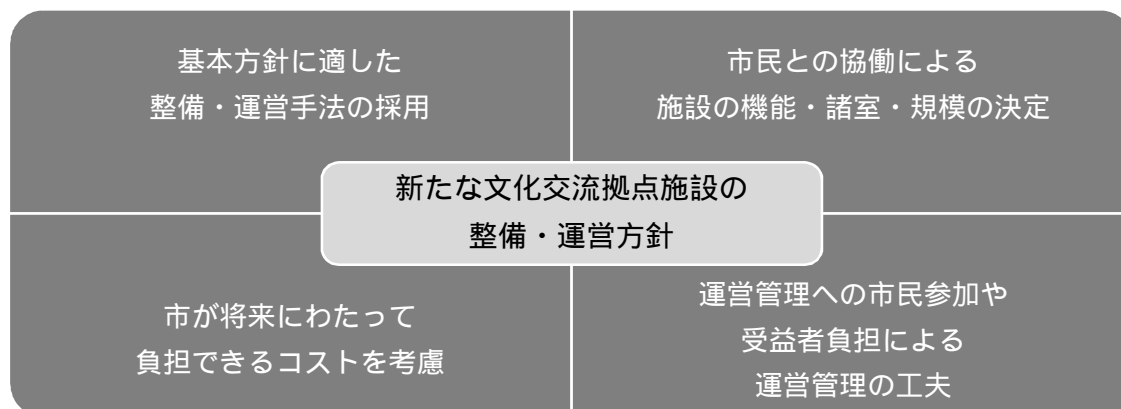
新たな文化交流拠点施設が、さまざまな団体にとって使い勝手の良いものとなるよう、必要な機能だけでなく、機能をつなぐ人の動きや運営形態など整備した後の利用形態も念頭に、市民とともに十分検討していく必要があります。

特に、完成後も市民ボランティアが自主事業の企画・運営や施設の管理等に積極的に関与し、稼働率も高い文化施設は、計画の段階から市民とともに議論を重ねて相当の時間をかけて施設の機能や諸室、規模を決定しており、計画段階から市民との協働は欠かせません。また、多くの人が利用する施設としていくためには市民活動の支援や事業をプロデュースする専門的な知識を有する職員を配置することが望まれます。

一方、厳しい財政運営が続くことが予想される中では、設計費や建設費といった初期費用に、運営管理費や修繕費等のランニングコストを加えた「ライフサイクルコスト」が、市が将来にわたって負担できるコストの範囲内にあることが求められます。

特に、ランニングコストについては、省エネルギー型の施設整備によるコスト縮減に努めるとともに、他の行政サービスと同様に「受益者負担」の考え方を導入し、サービスにかかる経費の一部を利用者が負担することにより、利用していない市民との間での負担の公平性、公正性を確保することとします。

新たな文化交流拠点施設を、市民にとって使い勝手がよく、かつ市民が管理・運営面においても積極的に関わるものとするために、新たな文化交流拠点施設の機能や諸室、規模については、本市が負担できるコストを十分に考慮したうえで今後、ワークショップやアンケート等の形で市民の参加を得て決定していくこととします。



整備手法・運営管理手法の概要

	公設直営方式	公設民営方式	D B O方式	P F I方式		リース方式	負担付寄付
				B T O方式	B O T方式		
資金調達・所有形態	公共の資金(起債、交付金、一般財源)を用いて建設し、公共が所有。	公共の資金(起債、交付金、一般財源)を用いて建設し、公共が所有。	公共の資金(起債、交付金、一般財源)を用いて建設し、公共が所有。	民間の資金を用いて建設し、建設後公共に所有権を移転(公共が所有)。	民間の資金を用いて建設し、事業期間中は民間が所有。事業期間終了後は公共に所有権を移転。	民間(リース会社)の資金を用いて建設し、施設解体まで民間が所有。	民間の資金を用いて建設し、建設後公共に所有権を移転(寄付。公共が所有)。
発注方式設計・建設	公共による仕様発注方式により設計・建設。	公共による仕様発注方式により設計・建設。	性能発注方式により民間事業者が自ら運営管理を行うことを前提に設計・建設。	性能発注方式により民間事業者が自ら運営管理を行うことを前提に設計・建設。	性能発注方式により民間事業者が自ら運営管理を行うことを前提に設計・建設。	公共による仕様発注方式により設計・建設。	特定の事業者が独自性の高い施設(エンターテインメント施設や研究施設等)を設計・建設。
運営管理	公共が運営管理。	運営管理を民間に委託。	設計・建設を行った民間事業者が運営管理。	設計・建設を行った民間事業者が運営管理。	設計・建設を行った民間事業者が運営管理。	運営管理については、直営する場合と民間に委託する場合がある。	設計・建設を行った特定の事業者が運営管理。 施設の一部は特定の事業者が無償で借り受け自己の目的のために使用。

網掛けについて 薄い：公の関与の度合いが高い 濃い：公の関与の度合いが低い

各手法の定義については「資料編」(ページ)を参照

計画段階から住民が深く関与した文化施設の例

文化施設名	自治体名	建設年(平成)	ホール座席数	計画段階における住民参加の状況	開館後の住民参加の状況
小美玉市四季文化館(みの〜れ)	茨城県小美玉市	14年	大600席 小300席	検討委員会(初年度21回開催、その後も多数回開催)、委員会の活動状況を記載した広報誌発行、シンポジウム(170名出席)、小学校区別意見交換会、各種団体意見交換会(17団体)	ボランティアスタッフが約350名おり、公演時のサポート(チケットもぎり、お客誘導、舞台技術支援)、自主事業企画、広報誌作成等を担当するほか、住民劇団を組織。高稼働率の要因となっている(大ホール79.2%、小ホール83.3%)。
北上市文化交流センター(さくらホール)	岩手県北上市	15年	大1406席 中461席 小264席	施設計画及び管理運営計画の段階から市民(公募で集まった住民、舞台関係者、文化団体)がワークショップを重ねて(計16回実施)、施設の内容を決定。その成果がホールの設備や運営などに活かされている。	開館4年で入館100万人をスピード達成。現在の来館種数は増加傾向。ホールの稼働率が約60%と比較的高いのに加え、21ある練習室「アートファクトリー」の稼働率が約90%と高く、にぎわいにつながっている。
武豊町民会館	愛知県武豊町	16年	大678席 小272席	計画当初から住民が参加したワークショップを開催。そこで出た意見をもとに町民プロデューサーを募集し、準備事業実行委員会を結成。開館前のプレ企画として3年間にわたり鑑賞事業を実施。	左記準備事業実行委員会を基盤に「NPO法人たけとよ」を設立。文化施設は町・教育委員会が運営しているが、受付業務や自主事業の企画や同NPOに委託し、高稼働率につなげている(大ホール68.6%、小ホール78.9%)。ボランティアスタッフも約80名いる。
飛騨市文化交流センター	岐阜県飛騨市	18年	大718席 小105席	施設計画及び管理運営計画の段階から検討委員会に住民が参画。	左記住民が「NPO法人ひだ文化村」を組織(正会員30名)。同NPOが指定管理者となり、文化施設を管理・運営。

上記文化施設のうち、視察を行った「小美玉市四季文化館(みの〜れ)」については「資料編」を参照。

9 . 施設の規模及び概算整備費

新たな文化交流拠点施設の機能や諸室、規模は、今後、市民との協働により決定していくこととしており、基本設計はまだ行っていません。そのため、現段階では正確な整備費を算出することはできません。以下は、本市の人口規模と同等の自治体の文化ホール整備状況、旧我孫子市民会館の施設概要、本市の特性や市民ニーズに基づいて、新たな文化交流拠点施設の「文化ホールの規模(座席数)」、「建物延べ面積」、「駐車場及び敷地面積」を想定し、参考までに概算整備費を試算したものです。

(1)施設の規模

文化ホールの規模(座席数)

本市の人口規模(約 13.4 万人)を踏まえ、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県(以下「1 都 4 県」という)の人口 10～16 万人の 29 自治体(東京 23 区を除く)に所在する公立文化施設(設置者が都、県の施設を含む)を見ると、文化施設内のホールの座席数の平均は人口 1,000 人あたり 11.1 席となっています(仮に本市がこの人口 1,000 人あたりの平均席数に基づいてホールを整備した場合、座席数は 1,462 席となります)。

一方、旧我孫子市民会館(大ホール 1,000 席、大会議室 210 席)では、来場者 800 人以上の公演を 10 の団体で行っていた実績があり(各種団体アンケートより)、大ホールがほぼ満員になる公演も年に複数回あったほか、現在 2 部制で行っている成人式も 1 度に行っていました。

また、県内でも 6 市しか制定していない文化芸術振興条例を制定するなど、本市が文化芸術の振興を重視していることや、音楽系の文化団体から活動を円滑に運営するためには「大ホールは少なくとも 1,000 席、小ホールも必要」という強い要望があることを勘案すると、新たな文化交流拠点施設のホールの座席数は大ホール 1,000 席前後、小ホール 300 席前後、合計 1,300 席前後が一つの目途になるものと考えられます。

公立文化施設の人口 1,000 人あたりの座席数

	自治体名		人口 (人)	ホール		人口1000 人 あたりの ホール 座席数
				ホール数	座席数 合計	
1	東京都	武蔵野市	140,527	5	2,514	17.9
2	茨城県	ひたちなか市	156,742	4	2,693	17.2
3	神奈川県	伊勢原市	100,850	2	1,596	15.8
4	埼玉県	深谷市	142,855	3	2,199	15.4
5	千葉県	成田市	130,539	3	1,996	15.3
6	東京都	多摩市	147,681	4	2,170	14.7
7	千葉県	木更津市	131,396	3	1,854	14.1
8	埼玉県	鴻巣市	118,525	2	1,598	13.5
9	神奈川県	座間市	129,548	2	1,720	13.3
10	茨城県	土浦市	142,501	3	1,838	12.9
11	埼玉県	三郷市	134,168	2	1,682	12.5
12	茨城県	筑西市	105,662	2	1,322	12.5
13	埼玉県	坂戸市	101,618	2	1,236	12.2
14	埼玉県	加須市	113,279	2	1,309	11.6
15	埼玉県	狭山市	153,132	2	1,762	11.5
16	神奈川県	海老名市	129,191	2	1,433	11.1
17	茨城県	取手市	107,202	1	1,104	10.3
18	埼玉県	入間市	149,169	2	1,528	10.2
19	東京都	昭島市	112,905	1	1,139	10.1
20	埼玉県	久喜市	152,694	2	1,526	10.0
21	埼玉県	富士見市	107,921	2	1,057	9.8
22	埼玉県	戸田市	129,331	1	1,210	9.4
23	埼玉県	朝霞市	131,953	2	1,090	8.3
24	千葉県	野田市	154,868	1	1,236	8.0
25	東京都	小金井市	117,001	2	728	6.2
26	埼玉県	ふじみ野市	108,691	1	598	5.5
27	東京都	青梅市	137,833	1	615	4.5
28	東京都	国分寺市	118,697	1	376	3.2
29	東京都	東村山市	152,088	1	457	3.0
合計			3,758,567	61	41,586	11.1

(出所)「平成25年度 全国公立文化施設協会名簿」(公益社団法人全国公立文化施設協会発行)及び各自治体の住民基本台帳人口(平成26年1月1日現在)をもとに(株)ちばぎん総合研究所が作成。

旧我孫子市民会館の施設概要

建物延べ面積	7,163 m ²
諸室	大ホール(1,000席)、大会議室(210席)、 その他会議室5室、レストラン、ギャラリー等

建物延べ面積

1都4県のホールの座席数が合計1,200～1,400席の文化施設(26施設)の建物延べ面積をみると、平均7,813㎡となっています。

また、旧我孫子市民会館の建物延べ面積はホールや付随する諸室以外の機能(図書館等)を含めて7,164㎡でした。

新たな文化交流拠点施設のホール座席数が旧我孫子市民会館よりもやや多くなることを想定すると、新たな文化交流拠点施設の建物延べ面積は7,000～8,000㎡程度になるものと考えられます。

ホール座席数が合計1,200～1,400席の文化施設の建物延べ面積

	文化施設名	自治体名		建物延べ面積(㎡)
1	水戸芸術館	茨城県	水戸市	16,138
2	めぐろパーシモンホール	東京都	目黒区	15,345
3	戸田市文化会館	埼玉県	戸田市	10,950
4	横浜市市民文化会館関内ホール	神奈川県	横浜市	10,098
5	杉並公会堂	東京都	杉並区	9,846
6	加須市加須文化・学習センター	埼玉県	加須市	9,819
7	熊谷文化創造館	埼玉県	熊谷市	9,291
8	横須賀市文化会館	神奈川県	横須賀市	9,153
9	小田原市民会館	神奈川県	小田原市	8,714
10	川口市市民会館	埼玉県	川口市	8,169
11	武蔵村山市民会館	東京都	武蔵村山市	7,854
12	日野市民会館	東京都	日野市	7,214
13	福生市民会館	東京都	福生市	6,985
14	銚子市青少年文化会館	千葉県	銚子市	6,841
15	常陸大宮市文化センター	茨城県	常陸大宮市	5,978
16	千葉県東総文化会館	千葉県	旭市	5,941
17	東松山市民文化センター	埼玉県	東松山市	5,912
18	千葉市民会館	千葉県	千葉市	5,896
19	日立市民会館	茨城県	日立市	5,859
20	新座市民会館	埼玉県	新座市	5,735
21	本庄市民文化会館	埼玉県	本庄市	5,565
22	松戸市民会館	千葉県	松戸市	5,556
23	世田谷区民会館	東京都	世田谷区	5,446
24	平塚市民センター	神奈川県	平塚市	5,085
25	常陸太田市民交流センター	茨城県	常陸太田市	4,997
26	野田市民会館	千葉県	野田市	4,757
平均				7,813

(出所)「平成25年度 全国公立文化施設協会名簿」(公益社団法人全国公立文化施設協会発行)をもとに、欄ちばぎん総合研究所が作成。

駐車場及び敷地面積

新たな文化交流拠点施設の建設地が鉄道駅から徒歩圏内でない場合は、大規模な駐車場の整備が必要となります。

1都4県のホールの座席数が合計1,200～1,400席の26施設のうち、鉄道駅から徒歩15分以上かかる7施設（駐車場を隣接施設と共有している施設を除く。）の駐車場の規模（駐車台数）をみると、平均で228台となっており、新たな文化交流拠点施設にも同程度の駐車場を整備する必要があるものと想定されます。

一方、この7施設の敷地面積全体の平均は14,868㎡であり、新たな文化交流拠点施設の敷地面積もこれが目安になるものと考えられます。

ホール座席数が合計1,200～1,400席の文化施設のうち
鉄道駅から徒歩15分以上かかる7施設の駐車場規模及び敷地面積

文化施設名	自治体名		駐車場規模 (台)	敷地面積 (㎡)
東松山市民文化センター	埼玉県	東松山市	233	14,000
本庄市民文化会館	埼玉県	本庄市	311	12,346
千葉県東総文化会館	千葉県	旭市	28	9,999
新座市民会館	埼玉県	新座市	130	6,600
熊谷文化創造館	埼玉県	熊谷市	400	28,358
常陸太田市民交流センター	茨城県	常陸太田市	276	18,334
水戸芸術館	茨城県	水戸市	220	14,441
平均			228	14,868

(出所)「平成25年度 全国公立文化施設協会名簿」(公益社団法人全国公立文化施設協会発行)を
もとに(株)ちばぎん総合研究所が作成。

(2) 概算整備費

近年建設された他の自治体の文化施設 5 施設の建設費をもとに、整備費を試算したところ、概算で 39 億～45 億円と見込まれます。

この概算整備費は、あくまで試算であり、今後の施設設計等の検討や、このところ高騰が目立つ建設費の動向により変動します。また、この整備費には、土地取得の費用は含んでいないため、必要に応じて別途取得費用が必要となります。

概算整備費：39 億～45 億円

= 56 万円(他市事例の平均建設費単価) × 7,000～8,000 m²(想定建物延べ面積)

竣工年が平成 20 年以降、建物延べ面積が 5,000～10,000 m²の文化施設の建設費

文化施設名	自治体名		竣工年 (平成)	建設費 (百万円)	建物 延べ面積 (m ²)	建設費 (m ² 単価 ・万円)
くまもと森都心プラザ	熊本県	熊本市	23	6,300	9,568	66
柏崎市文化会館アルフォーレ	新潟県	柏崎市	24	4,790	7,677	62
大船渡市民文化会館	岩手県	大船渡市	20	5,140	9,290	55
八戸ポータルミュージアム	青森県	八戸市	22	3,038	6,463	47
富士五湖文化センター・富士吉田市民会館	山梨県	富士吉田市	23	3,209	7,289	44
平均				4,495	8,057	56

(出所)「平成 25 年度 全国公立文化施設協会名簿」(公益社団法人全国公立文化施設協会発行)をもとに(株)ちばぎん総合研究所が作成。

資料

- . 文化交流拠点施設整備専門家会議設置要綱
- . 文化交流拠点施設整備専門家会議委員名簿
- . 専門家会議委員からの提案等について(報告)
- . 文化施設整備庁内検討委員会設置要綱
- . 文化施設整備庁内検討委員会委員名簿

我孫子市文化交流拠点施設整備専門家会議設置要綱（抄）

（目的）

第1条 市の魅力や賑わいを創出していくための文化交流拠点施設（以下「施設」という。）の建設構想の策定に必要な意見及び提言を得るため、我孫子市文化交流拠点施設整備専門家会議（以下「会議」という。）を設置する。

（任務）

第2条 会議は、次に掲げる事項について、専門的な見地から意見し、及び提言を行い、並びにその意見及び提言を取りまとめて市長に報告するものとする。

- （1） 施設の機能及び規模に関すること。
- （2） 施設の建設候補地の選定に関すること。
- （3） 施設の整備手法に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、施設の建設に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 会議は、委員4人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務を終了するまでの間とする。

（座長及び副座長）

第5条 会議に座長及び副座長1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員のうちから市長が指名する。
- 3 座長は、会務を取りまとめ、会議を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

- 2 会議は、必要があると認めるときは、一部の委員で会議を開催することができる。
- 3 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、企画財政部企画課及び生涯学習部生涯学習課が共同で処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って別に定める。

我孫子市文化交流拠点施設整備専門家会議委員名簿

平成 25 年 11 月 28 日現在

		氏 名	性別	専 門 分 野
1	副座長	のぐち 野口 おさむ 修	男	建築
2	座長	じんの 神野 しんご 真吾	男	芸術学・アートマネジメント
3		わたなべ 渡辺 たつろう 達朗	男	商業・流通
4		あだち 足立 しんいちろう 慎一郎	男	金融

平成26年7月18日

我孫子市長 星野 順一郎 様

我孫子市文化交流拠点施設整備専門家会議
座長 神野 真吾

我孫子市文化交流拠点施設整備に関する専門家会議委員
からの提案等について(報告)

貴市が進めている我孫子市文化交流拠点施設整備調査研究業務について、施設整備の基本方針や導入機能、建設候補地の検討・評価を中心に、整備・運営方針などについて、私を含めて4人の専門家から意見等をいただきました。このほど、専門家会議としての意見等を下記のとおり取りまとめましたので報告します。

なお、今後、市の関係課職員で構成する検討委員会において、文化交流拠点施設整備の調査研究報告書の最終的な取りまとめや、それらを踏まえて、建設構想(案)が作成されていくものと思われませんが、いまや施設の整備自体を目的とする時代にはありません。「地域に必要とされる機能をいかにして満たすか」という視点をポイントにして、市民と議論をし、協働して深めていくことが大切だと思います。また、文化交流拠点施設の整備は、市民が集い、学び、憩い、人と人、あるいは我孫子の歴史文化を次代につないでいくための大きなプロジェクトであると思います。文化を、「クラシック音楽」や「絵画」といった狭い範囲にとらえず、さまざまな立場のさまざまな主体が、それぞれの思いや、それぞれの価値観を他者と交換し、共有する場が広い意味での「文化」を育むという考え方に則り、最終的には、施設のコンセプトなどについて、市民が有機的に関わっていくことが望まれます。

記

1.施設整備の基本方針について

(1)我孫子らしさの発信

白樺派の文人や明治・大正期の文化人たちに愛された我孫子独自の自然景観やそこに芽生えた文化の系譜は、伝統芸能や生涯学習などの市民文化に、今も脈々と流れ続けていると思います。こうした歴史を活かし、市民とともに、深

めていくことが期待されます。そして、新しい時代に向けた我孫子らしい文化を創造し、我孫子からさまざまな情報を発信していただくことを期待します。

(2) グランドデザインを描く

文化交流拠点施設の整備にあたっては、手賀沼を中心とした我孫子市全体のまちづくりのビジョンを明確化する必要があります。どのような理念で、どのような我孫子市の将来像を描いて計画を進めるのか、そしてその中で本計画がどのような役割を果たすのかを明らかにしていく必要があります。

かつて我孫子市に住んだ白樺派の文人や、多くの文化人がこれまで手賀沼の保全に力を尽くして来られました。

今回の新たな文化交流拠点施設もこのように多くの市民に守られ、育てられてきた我孫子の歴史や文化、自然を踏まえた市独自のグランドデザインに基づいて整備されるべきと考えます。

計画の方向性として、建物単体で考えてしまうと、施設の建設で終わってしまい、広がりを持ちにくくなります。そのため計画の初期段階で、我孫子のまちづくりの一部として、今回の文化交流拠点施設をどのように位置づけるのか、コンセンサスを整えた方が良いと思います。

建物については、我孫子の歴史・文化を背景とする様々な市民活動の発表の場であると同時に、新たな活動や、環境保全や景観デザインの提案、生活スタイルなどが生み出されてゆく創造的な「学び舎」と位置づけるのが良いと考えます。

機能としては、ホールなど発表の場の提供、様々な主体の交流と展開の機会を創出する場の運営、ショップなどの地産地消を演出し推進する仕組み、水辺環境などとの連携が考えられます。また、公共施設の再編と合わせて、市としてこのプロジェクトをどう位置づけるかという視点も必要だと考えます。

さらに、賑わいというと民間収益事業がイメージされがちですが、一番賑わいを生み出すのは、市民利用型の公共施設であると考えます。市としてもここは譲れないコンセプトというところを市民と議論を深め、しっかりと整理をして進めていくことが望まれます。

(3) 文化交流拠点施設の周辺整備とアプローチ

施設の整備にとどまらず、施設が立地する周辺に活気や賑わいなどをもたらす、自然や史跡などの地域資源等との連携により文化的雰囲気のあるエリア形成をめざす必要があります。また、最寄駅から施設までのアプローチが、来場者にとって魅力的な空間となるような整備が望まれます。具体的には、古代に形成された湧水台地がつくる独特の地形、白樺派の文化、その他多くの史跡を残す「ハケの道」、食文化が息づく「ふれあいライン」、ウォーキングやジョ

ギング、ヨット、カヌーなどの水上アクティビティが楽しめる「手賀沼の水辺」といった3本の軸を含む手賀沼エリアを、我孫子の歴史・食・遊び文化の中心に据えたランドデザインを描いていくことが望めます。

2.導入機能について

あらゆる市民が集い、学び、憩い、人と人、あるいは我孫子市の歴史・文化を次代につないでいくための機能をいかにして満たすかという視点が大切です。プラスすることで相乗効果を生む機能などこれからの我孫子に必要な機能について市民と議論を深めていくことが大切だと考えます。また、個々の事業が有機的に結びつき質の高い発展性のある事業を展開していくためにも導入すべき機能について市民と議論を深めていくことを期待します。

具体的には、市民と創造的専門家（デザイナー、建築家、音楽家、など）との協働の場を「スタジオ」というプラットフォームとして準備し、そこで様々な活動が生まれることで、市民の日常への意識の変容、他者への寛容性などが育まれ、従来の文化事業とは異なる主体的な関わりが生じることを期待します。つまり、芸術体験など専門的な領域を、上から下への伝達というかたちで捉えず、市民が持っているもの、我孫子にすでにあるものを、専門家が見出し、市民と共に新たな価値を創造していくフラットな創造的な場として成立させることが望めます。

3.建設候補地について

建設候補地については、基本方針や、その方針に基づいて導入した機能が効果的に発揮できる場所を選定すべきであると考えます。

東西に細長い我孫子市では、観客などの来場者はもちろんですが、施設利用者にとってもアクセスしやすい交通利便地にあることが望めます。また、この施設でさまざまな分野の創造的活動が展開されることも視野に入れ、搬入条件などにも十分配慮する必要があります。また、新たな文化交流拠点施設は、「文化芸術の振興」に加え、さまざまな「交流」や「賑わい」の創出を想定することから、建設候補地の評価項目のうち、特に「相乗効果を生むまちづくり」に重点を置いて評価すべきものと考えます。

なお、7つの建設候補地のうち、「様々な交流や賑わいを創出することを目指す」という点で高野山新田が最も適しているという結論で委員の一致をみました。

4.整備・運営方針について

(1)整備・運営手法について

施設の整備・運営手法には、公設直営方式、公設民営方式、DBO方式、PFI方式、リース方式、負担付寄付等さまざまあります。それぞれ長所・短所があります。そのため、このプロジェクトで目指すものは何か、それを活かすためにゼロベースで最適な手法を選んでいけば良いと考えます。

(2)施設の運営について

施設の完成後も市民ボランティアが自主事業の企画・運営や施設の管理などに積極的に関与し、稼働率も高い施設にする必要があります。そのため、計画段階から市民との協働が望まれます。また、質の高いかつ発展的な事業を展開していくために、専門職員を配置することが望まれます。

(3)ライフサイクルコストの積算とサービス経費の負担の考え方について

設計費や建設費といったイニシャルコストだけでなく、市が将来にわたって負担できるコストの範囲内にあるか否かを判断する必要があります。そのため、管理・運営費や修繕費などのランニングコストを加えた「ライフサイクルコスト」を押さえておくことが望まれます。特に、ランニングコストについては、他の行政サービスと同様に「受益者負担」の考え方を導入し、サービスにかかる経費の一部を利用者が負担することにより、利用していない市民との間の負担の公平性、公正性を確保することが望まれます。

(4)施設整備の準備段階での取り組み

文化交流拠点施設の機能や事業は、我孫子市の文化政策を特色づけ、文化を中心にさまざまな事業を展開していく役割を担っています。これらは基本的に文化交流拠点施設のハードを基盤として展開されていくものですが、施設の開館時から期待される役割を果たしていくためにも、文化活動者に対するサポートやアウトリーチ事業などについて、施設のオープン前から段階的に着手していくことが望まれます。

5.施設の規模と概算整備費について

施設規模については、必要な機能から必要な面積を積算していくことが必要です。機能や規模については、市民との議論を踏まえて決定していくことが大切であるため、ここでは参考イメージであるという程度にとどめておくべきだと考えます。

我孫子市文化施設整備庁内検討委員会設置要綱（抄）

（設置）

第1条 新たな文化施設の整備に係る諸事項について検討するため、我孫子市文化施設整備庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会の任務は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告することとする。

- （1）文化施設整備の目的、規模及び機能に関すること。
- （2）文化施設の建設候補地の選定に関すること。
- （3）文化施設の整備手法に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、文化施設の建設に必要な事項に関すること。

（構成員）

第3条 委員会は、次の表に掲げる課等の課長相当職の職員をもって充てる。

企画課	財政課	施設管理課	市民活動支援課	手賀沼課	商業観光課
企業立地推進課	農政課	道路課	交通課	都市計画課	生涯学習課
文化・スポーツ課	農業委員会事務局				

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員長には企画課の課長相当職の職員を、副委員長には生涯学習課の課長相当職の職員をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、一部の委員で会議を開催することができる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、企画財政部企画課及び生涯学習部生涯学習課が共同して処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

平成26年度我孫子市文化施設整備庁内検討委員会 委員名簿

平成26年10月1日現在

所 属		職	氏 名
企画財政部	企画課	課 長	大 畑 照 幸
"	財政課	課 長	渡 辺 健 成
総 務 部	施設管理課	課 長	古 谷 靖
市民生活部	市民活動支援課	課 長	四 家 秀 隆
環境経済部	手賀沼課	課 長	鷹 屋 肇
"	商業観光課	課 長	染 谷 明 宏
"	企業立地推進課	課 長	杉 山 敦 彦
"	農政課	課 長	徳 本 博 文
建 設 部	道路課	課 長	大 谷 正
"	交通課	課 長	田 村 広 文
都 市 部	都市計画課	課 長	吉 成 正 明
生涯学習部	生涯学習課	課 長	増 田 建 男
"	文化・スポーツ課	課 長	西 沢 隆 治
農業委員会事務局		次 長	木 村 孝 夫

我孫子市文化交流拠点施設整備調査研究業務報告書

発 行 我孫子市

編 集 我孫子市 企画財政部 企画課

発行日 平成 26 年 10 月
